

I . 土地改良区機能強化支援事業関係通知

土地改良区機能強化支援事業実施要綱

令和7年4月1日
6 農振第2936号

農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

農業水利施設等は、農業生産の基盤となる重要な施設であり、基幹から末端に至るまでの一連の施設が、土地改良区、市町村、地域住民等の関係者によって適切に保全されることにより、その機能が発揮されるものである。

近年、人口減少等により地域住民による保全体制が脆弱化しており、また、土地改良区については、規模が小さく専任職員が不在であるものが半数程度を占めている状況にあり、現在の役割分担では、将来にわたって農業水利施設等の適切な保全管理を継続することが困難となるおそれがあることから、適切かつ継続的な保全体制の確立が喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、土地改良法（昭和24年法律第195号）の改正により、土地改良区が地域の関係者と協議の上で、施設管理の役割分担や連携方法、土地改良区の運営基盤の強化の取組等を定めた水土里ビジョン（土地改良法第57条の11に規定する連携管理保全計画をいう。以下同じ。）を策定し、これに基づく取組を関係者が一体となって推進する仕組みが創設されたところであり、この仕組みを活用して、農業水利施設等の保全体制の確立を図っていくことが必要である。

このため、本事業により、水土里ビジョンの策定を推進するとともに、これに基づく取組を推進するために必要となる土地改良区の運営基盤強化を図るため、土地改良区の統合再編、施設・財務管理の強化、受益農地の管理の強化、研修・人材育成等に対する支援を行うこととする。

第2 事業の内容

1 水土里ビジョン策定推進対策

水土里ビジョン策定推進対策は、農業水利施設等の持続的な保全体制を構築するため、水土里ビジョンの策定を実施するものとする。

2 統合整備強化対策

統合整備強化対策は、効率的・効果的に土地改良区の組織運営基盤の強化を図られるよう、合併、土地改良区連合の設立（所属土地改良区の数増加を含む。以下同じ。）、合同事務所の設置等を推進するとともに、都道府県による統合整備重点指導地区に対する指導を行うことで、土地改良施設の維持管理体制の再編整備を図るものとする。

3 施設管理、運営改善対策

（1）施設・財務管理強化対策

施設・財務管理強化対策は、土地改良施設の円滑かつ適切な管理並びに土地改良区の経営改善、事業運営の透明化及びガバナンスの強化を図るため、土地改良施設の診断・管理指導、土地改良区の経営診断・改善指導、施設・財務管理強化相談業務等を実施するものとする。

（2）受益農地管理強化対策

受益農地管理強化対策は、換地事務の適正かつ円滑な推進等により、農地整備事業の効果が十全に発揮され、農地の効率的利用が図られるよう、換地事務に関する指導並びに土地改良換地に関する異議紛争の未然防止及び早期解決を図るための助言・指導を行うとともに、農地中間管理機構等と連携した農用地の利用集積の推進を図るための農地利用集積に関する指導を実施するほか、所有者不明農地等の解消を図るための助言・指導等を実施するものとする。

4 研修・人材育成

土地改良区の組織運営基盤や事業実施体制の強化を図るため、土地改良区の役職員等の資質向上のための研修等を実施するものとする。

5 特定被災土地改良区復興支援対策

特定大規模災害等（大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第2条第9号に規定する特定大規模災害等をいう。以下同じ。）によって被災した土地改良区の業務運営体制の再構築を図るため、業務書類・機器等の復旧に対する支援を行うものとする。

第3 水土里ビジョン策定推進対策

水土里ビジョンを策定しようとする土地改良区及び土地改良区連合（以下第3及び第4の1の（1）において「土地改良区等」という。）は、当該土地改良施設と関連する施設の管理者や関係市町村その他の関係者と調整を図りつつ、水土里ビジョンの策定に必要な取組を実施するものとする。

- （1）水土里ビジョン策定推進対策を実施しようとする土地改良区等は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところにより、都道府県知事の承認を受けるものとする。
- （2）都道府県知事は、これを承認するに当たっては、あらかじめ地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）と協議するものとする。
- （3）地方農政局長は、（2）の協議を受けたときは、承認を受けようとする土地改良区等やその他の施設管理者における土地改良施設等の管理状況、水土里ビジョン策定の必要性等を考慮して異議の有無について回答するものとする。

第4 統合整備強化対策

- 1 土地改良区、市町村又は都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）（市町村又は地方連合会は（1）を除く。）が行う統合再編整備事業

（1）統合整備

都道府県は、都道府県が策定している管内の土地改良区の統合整備に関する基本計画（以下「統合整備基本計画」という。）や土地改良区が策定している水土里ビジョン等に即して、統合整備を推進するものとする。

ア 合併、土地改良区連合の設立及び合同事務所の設置促進に当たっての基本的な考え方

（ア）合併

その事業相互間に相当の関連性がある土地改良区については、それらの地区が水系等により定められている場合には水系等の単位に、その他の場合にはおおむね市町村等の行政区分の単位に、それらの合併を推進するものとする。

（イ）土地改良区連合の設立

合併が困難である土地改良区であって、土地改良区連合の設立により所属土地改良区が行う土地改良事業、当該事業に附帯する事業又は事務の効率化・コスト削減を図ることができるものについては、水系等の単位又は市町村等の

行政区分の単位に土地改良区連合の設立を推進するものとする。

(ウ) 合同事務所の設置

合併又は土地改良区連合の設立が困難である土地改良区であって、合同事務所の設置により事務の合理化を図ることができるものについては、おおむね市町村等の行政区分の単位にそれらの合同事務所の設置を推進するものとする。

イ 統合整備の推進

都道府県知事は、統合整備基本計画等に基づき統合整備を必要とする土地改良区等であって、当該計画の達成のため特に重点的に指導を必要とし、かつ、極めて広域にわたるもの（以下「Ⅰ型地区」という。）、Ⅰ型地区に準じて広域にわたるもの（以下「Ⅱ型地区」という。）及びそれ以外のもの（以下「Ⅲ型地区」という。）に区分し統合整備を推進するものとする。

ウ 統合整備の実施

(ア) 統合整備協議会の開催

a 土地改良区等は、Ⅰ型地区、Ⅱ型地区又はⅢ型地区の統合整備を図るための統合整備協議会を開催するものとする。

b 統合整備協議会は、その地区の統合整備について協議し、関係土地改良区等が共同して樹立する統合整備計画について検討を行うものとする。

(イ) 統合整備の区分等

a 実施基準

(a) Ⅰ型地区

Ⅰ型地区は次の要件に適合するよう努めなければならない。

- ① 運営基盤強化のため、統合整備を行うことにより、市町村との連携強化を図るとともに、土地改良事業の計画的推進、維持管理の合理化又は運営経費の節減を図るものであること。
- ② 合併後の土地改良区の地区面積又は土地改良区連合の所属土地改良区の総地区面積（以下「統合整備後の土地改良区等の地区面積」という。）がおおむね3,000ヘクタール以上であり、統合整備基本計画等を達成するために、重点的に合併又は土地改良区連合の設立を推進する必要があると認められるものであること。
- ③ 合併にあつては、合併後の役員の定数を、原則として、一定期間（吸収合併にあつては残任期間、新設合併にあつてはおおむね3年間）経過後は別記1の基準に適合させること。
- ④ 合併関係土地改良区の数又は土地改良区連合の所属土地改良区の数が4地区以上であること。

ただし、合併関係土地改良区の数又は土地改良区連合の所属土地改良区の数が3地区以下の場合であっても、そのうち2地区以上の地区面積が各々おおむね1,000ヘクタール以上である場合は実施できるものとする。

(b) Ⅱ型地区

Ⅱ型地区は次の要件に適合するよう努めなければならない。

- ① (a)の①及び③に掲げる要件。
- ② 統合整備後の土地改良区等の地区面積がおおむね1,000ヘクタール以上であり、統合整備基本計画等を達成するために、重点的に合併又は土地改良区連合の設立を推進する必要があると認められるものであること。

(c) Ⅲ型地区

Ⅲ型地区は次の要件に適合するよう努めなければならない。

- ① (a) の①に掲げる要件。
- ② 合併又は土地改良区連合の設立を行う地区にあっては、統合整備後の土地改良区等の地区面積がおおむね300ヘクタール以上又は市町村等の行政区分の単位となること。ただし、水土里ビジョンの再編整備の計画に位置付けられる地区にあっては、この限りではない。
- ③ 合併にあっては、合併後の役員の定数を、原則として、一定期間（吸収合併にあっては残任期間、新設合併にあってはおおむね2年間）経過後は別記1の基準に適合させること。
- ④ 合同事務所を設置する地区にあっては、合同事務所を設置する土地改良区の総地区面積がおおむね300ヘクタール以上又は市町村等の行政区分の単位となる区域内の全土地改良区が合同事務所を設置するものであり、関係土地改良区の業務運営が合理化・簡素化すること。

b 実施手続

- (a) 統合整備を実施しようとする土地改良区等は、農村振興局長が別に定めるところにより都道府県知事の承認を受けるものとする。
- (b) 都道府県知事は、これを承認するに当たっては、あらかじめ地方農政局長と協議するものとする。
- (c) 地方農政局長は、(b)の協議を受けたときは、統合整備基本計画等における位置付け、統合整備の実施の可能性、必要性等を考慮して異議の有無について回答するものとする。

(2) 管理再編整備

集落管理組織機能の低下、農業用排水路ごとの農業用水の過不足等の状況を踏まえた適正な管理又は集落等による維持管理の継続が困難となった土地改良施設の持続的な管理を図るため、土地改良施設の維持管理体制の再編整備を行うものとする。

ア 管理再編整備の対象とする土地改良区は、地区面積がおおむね300ヘクタール以上又は市町村等の行政区分の単位の土地改良区であるものとする。ただし、土地改良施設の追加を伴う場合は、この限りではない。

イ アに該当する土地改良区で管理再編整備を実施しようとする土地改良区、市町村又は地方連合会（市町村又は地方連合会は土地改良施設の追加を伴う場合に限る。）は、農村振興局長が別に定めるところにより、都道府県知事の承認を受けるものとする。

ウ 都道府県知事は、これを承認するに当たっては、あらかじめ地方農政局長と協議するものとする。

エ 地方農政局長は、ウの協議に当たっては、承認を受けようとする土地改良区における、土地改良施設の管理状況、集落管理組織の活動状況、水土里ビジョンの策定状況等を考慮して異議の有無について回答するものとする。

(3) 土地利用再編整備

中山間地域等の条件不利地域であって、土地利用の変化に伴い土地改良区の業務再編が必要となる場合に、土地改良施設の維持管理体制の再編整備を行うものとする。

ア 土地利用再編整備の対象とする土地改良区は、地区面積がおおむね300ヘクタール未満の土地改良区であるものとする。

イ アに該当する土地改良区で土地利用再編整備を実施しようとする土地改良区、市町村又は地方連合会は、農村振興局長が別に定めるところにより、都道府県知事の承認を受けるものとする。

ウ 都道府県知事は、これを承認するに当たっては、あらかじめ地方農政局長と協議するものとする。

エ 地方農政局長は、ウの協議に当たっては、承認を受けようとする土地改良区における土地利用状況、土地改良施設の管理状況、集落管理組織の活動状況等を考慮して異議の有無について回答するものとする。

2 都道府県が行う統合整備重点指導地区に対する指導

都道府県は、統合整備基本計画等に基づき統合整備を必要とする土地改良区であって、統合整備協議会の設立に至っていないもののうち、統合整備基本計画等の達成のため特に重点的に指導を必要とするもの（以下「統合整備重点指導地区」という。）に対し、次により指導を行うものとする。

(1) 統合整備推進委員会の設置

ア 都道府県は、統合整備重点指導地区の統合整備を推進するため、統合整備推進委員会を設置するものとする。

イ 統合整備推進委員会は、統合整備重点指導地区の課題、推進方策について検討し、これを取りまとめ、統合整備推進計画を策定するものとする。

(2) 都道府県による指導

都道府県は、統合整備推進委員会における検討状況を踏まえ、統合整備重点指導地区に対し、統合整備の推進のための指導・助言を行うものとする。

(3) 実施手続

ア 都道府県知事は、統合整備重点指導地区を選定するに当たっては、農村振興局長が別に定めるところにより、あらかじめ地方農政局長と協議するものとする。

イ 地方農政局長は、アの協議を受けたときは、統合整備基本計画等における位置付け、統合整備の実施の可能性、必要性等を考慮して異議の有無について回答するものとする。

第5 施設管理、運営改善対策

1 施設・財務管理強化対策

地方連合会は、管内の実情に応じて、次の（２）から（５）まで及び第６の２の（３）に掲げる事業を行う場合においては（１）の管理運営体制強化委員会を設置するものとする。

また、（３）から（５）までの事業を行う場合においては、会計指導員（第６の１の（３）に掲げる会計指導員をいう。）を活用するものとする。

(1) 管理運営体制強化委員会の設置

ア 地方連合会は、国、都道府県及び株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫）の職員、地方連合会及び土地改良区等の役職員、学識経験者その他必要な者をもって構成する管理運営体制強化委員会を設置するものとする。

イ 管理運営体制強化委員会は、地方連合会が行う施設・財務管理強化対策及び研修・人材育成（第６の２の（３）に掲げるものに限る。）の内容の検討を行うものとする。

(2) 土地改良施設の診断・管理指導の実施

ア 地方連合会は、土地改良施設の診断・管理指導等を行う地方連合会の職員（以下「管理専門指導員」という。）を配置するものとする。

イ 管理専門指導員は、土地改良施設の点検、整備、操作等土地改良施設の管理に関する専門技術的な診断・管理指導及び業務遂行上必要な調査等を行うものとする。

(3) 土地改良区の経営診断・改善指導

地方連合会は、（１）の管理運営体制強化委員会で策定した経営診断・改善指導計画に基づき、土地改良区等に対し、経営診断・改善指導を行うものとする。

(4) 施設・財務管理強化相談業務

ア 施設・財務管理強化相談業務の実施

地方連合会は、土地改良関係法令、土地改良区会計等に精通した地方連合会の職員及び学識経験者を相談指導員として配置し、土地改良区等からの相談に対応するものとする。

イ 専門家の委嘱

地方連合会は、近年の複雑化・高度化する相談等に対応するため、法律、会計業務等に関する専門家に相談業務を委嘱するものとする。

(5) 非補助土地改良事業推進支援

ア 非補助土地改良事業推進計画の策定

地方連合会は、非補助土地改良事業（非補助土地改良事業資金融通事務処理要領（昭和40年10月15日付け40農地B第3274号農林省農地局長通知）第2に定める事業のうち、国の補助の対象とならない事業をいう。）の推進活動を計画的かつ効率的に行うための活動計画を策定するものとする。

イ 推進指導活動の実施

地方連合会は、土地改良区等の非補助土地改良事業の実施主体に対し、非補助土地改良事業制度に関する知識の醸成を図るため、現地における推進指導を行うものとする。

2 受益農地管理強化対策

(1) 公募団体が行う受益農地管理強化対策

農村振興局長が別に定める公募要領に基づき選定された団体（以下「公募団体」という。）は、所有者不明農地等が存在することにより換地業務又は土地改良事業の実施に支障が生じている地区において、円滑かつ適正な換地処分及び土地改良区の受益地内における所有者不明農地等の解消を図るため、財産管理制度等（財産管理制度及び共有制度をいう。以下同じ。）の活用推進を目的として、当該制度利用の実態調査及び制度活用に向けた助言等を内容とする財産管理制度等活用推進対策を行うものとする。

(2) 地方連合会が行う受益農地管理強化対策

地方連合会は、次に掲げる対策を実施するものとする。なお、この対策又は第6の2の(4)の換地等技術向上研修を行う場合においては、アの受益農地管理強化委員会を設置するものとする。

ア 受益農地管理強化委員会の設置

(ア) 国及び都道府県の職員、換地事務を自ら又は委託を受けて実施する市町村、土地改良区及び農業協同組合等の役職員並びに土地改良換地士の代表者等をもって構成する受益農地管理強化委員会を設置するものとする。

(イ) 受益農地管理強化委員会は、地方連合会が行うイからオまで及び第6の2の(4)の換地等技術向上研修の内容の検討を行うものとする。

イ 換地選定に関する指導

換地を伴う土地改良事業の事業主体に対し、新たに換地事務を行う地区の換地選定に関する事務の指導を行うものとする。

ウ 換地処分未了地区等の解消に関する指導

事業完了予定年度を越えているにもかかわらず換地処分が行われていない地区又はそのおそれのある地区（以下「換地処分未了地区等」という。）について、早期の換地処分に資するため、次の支援を行うものとする。

(ア) 換地処分未了地区等の実態把握

(イ) 換地処分未了地区等における換地処分促進の検討と指導方針の策定

(ウ) 換地処分未了地区等に対する指導等

エ 財産管理制度等の活用に関する指導

所有者不明農地等が存在することにより換地業務又は土地改良事業の実施に支

障が生じており、早期の換地処分又は土地改良区の受益地内における所有者不明農地等の解消のために財産管理制度等の活用が有効とされる地区等を対象に、制度活用に向けた具体的な活用方針の検討や指導等を行うものとする。

オ 交換分合等による農用地の利用集積に関する指導

(ア) 交換分合推進対策

交換分合を実施又は予定している事業主体等に対し、必要な助言・指導を行うものとする。

(イ) 農用地利用集積推進対策

a 農用地利用集積推進対策会議を設置し、農地整備等基盤整備事業が完了した地区において土地改良区等が行う農用地の利用集積活動に対する指導等の検討を行うものとする。

b aの検討に基づき、土地改良区等に対して農用地の利用集積に関する技術的指導を行うものとする。

(3) 土地改良区が行う受益農地管理強化対策

土地改良区は、受益地内に所有者不明農地等が存在することにより土地改良事業の実施に支障が生じている場合において、所有者不明農地等の解消を図るため、所在等不明共有者の持分の取得、所在等不明共有者の持分の譲渡及び所有者不明土地管理制度の活用に向けた取組を行うものとする。

第6 研修・人材育成

1 公募団体が行う研修・人材育成

公募団体は、次に掲げる研修等を行うものとする。

(1) 土地改良区運営基盤強化推進研修

土地改良区の統合整備をはじめとする土地改良区の運営基盤強化を推進するための研修を行うものとする。

(2) 施設管理研修

ア 土地改良施設の診断・管理指導等を行う管理専門指導員等の資質向上を図るための研修を行うものとする。

イ 土地改良施設の診断・管理指導等に基づき実施される整備補修について、先進技術の導入やコスト低減等の整備補修事例による技術の共有化を図るため土地改良施設の整備補修事例検討会を行うものとする。

ウ 農業水利施設を活用した小水力等発電導入の取組を推進するため、土地改良区及び土地改良区連合に対し最新の知見に基づき指導する技術者や維持管理及び会計運営に携わる技術者の育成を図るための研修等を行うものとする。

(3) 会計指導員育成研修

第5の1の(3)の土地改良区の経営診断・改善指導、第5の1の(4)の施設・財務管理強化相談業務及び土地改良区等の指導監査(土地改良法施行規則(昭和24年農林省令第75号)第21条の4第3号に規定する会計に関する指導をいう。)を行う会計指導員を育成するため、地方連合会職員並びに土地改良区等及び国・地方公共団体の土地改良事業に係る業務経験者等を対象とした研修を実施する。

(4) 換地関係異議紛争処理実務研修

土地改良換地に関する異議紛争の未然防止及び早期解決を図るため、既往の異議紛争事例等を活用し、異議紛争等の解決を促進する研修を実施するとともに、地方連合会が行う換地処分未了地区等の解消に関する指導に対する助言等を行うものとする。

2 地方連合会が行う研修・人材育成

地方連合会は、次に掲げる研修を行うものとする。

(1) 技術実践向上研修

ア 土地改良区の役職員等の技術力向上のための研修を行うものとする。
イ アの研修を実施しようとする地方連合会は、農村振興局長が別に定めるところにより都道府県知事の承認を受けるものとする。

ウ 都道府県知事は、これを承認するに当たっては、あらかじめ地方農政局長と協議するものとする。

なお、地方農政局長は、この協議を受けたときは、次に掲げる事項を考慮するものとする。

(ア) 農業農村整備事業に関する技術実践向上研修を行うことにより、土地改良区の役職員等の技術力の向上に効果が見込まれること。

(イ) 技術実践向上研修は、国、地方公共団体等との連携により行われるものであること。

(2) 基幹水利施設保全管理技術向上研修

ア 基幹水利施設の管理者に対し、技術の習得をさせるための現地指導等を行うものとする。

イ アの研修を実施しようとする地方連合会は、農村振興局長が別に定めるところにより都道府県知事の承認を受けるものとする。

ウ 都道府県知事は、これを承認するに当たっては、あらかじめ地方農政局長と協議するものとする。

なお、協議に当たっては、次に掲げる事項を考慮するものとする。

(ア) 農業農村整備事業に関する基幹水利施設保全管理技術向上研修を行うことにより、施設管理者の技術力の向上が見込まれること。

(イ) 現地において指導及び技術補助を行う対象施設が、農村振興局長が別に定める基準に合致するものであること。

(3) 監査実務等向上研修

土地改良区等の内部けん制機能及び運営基盤の強化を図るため、土地改良区等の役職員等を対象とした監査・内部点検の実務及び非補助土地改良事業の活用実務に関する研修を実施する。

(4) 換地等技術向上研修

受益農地管理強化委員会で定められた年間研修計画に基づき、市町村の職員、土地改良区及び農業委員会等の役職員並びに換地技術者等及び換地委員等に対し、換地事務及び交換分合に関する研修を実施するものとする。なお、換地事務に関する研修の実施に当たっては、換地技術者等の活動状況及び換地事務量を把握し、換地事務量等の長期見通しを作成することにより、効果的な研修の実施に努めるものとする。

(5) 基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修

ア 農業水利施設の管理者に対し、省エネルギー化の推進のための現地指導等を行うものとする。

イ アの研修を実施しようとする地方連合会は、農村振興局長が別に定めるところにより都道府県知事の承認を受けるものとする。

ウ 都道府県知事は、これを承認するに当たっては、あらかじめ地方農政局長と協議するものとする。

なお、協議に当たっては、農業農村整備事業に関する基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修を行うことにより、施設管理者の省エネルギー化の推進に必要な技術力の向上が見込まれることを考慮するものとする。

第7 特定被災土地改良区復興支援対策

特定大規模災害等により土地改良区の業務運営に支障が生じ、かつ、農村振興局長が特に必要と認める場合には、公募団体は、被災した土地改良区（土地改良区連

合を含む。) に対して、農村振興局長が別に定めるところにより、業務書類・機器等の復旧に要する費用に相当する額を助成するものとする。

第8 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

第9 助成措置

1 都道府県に対する助成措置

国は、都道府県に対し、都道府県が行う本事業の実施に要する経費並びに都道府県が市町村、地方連合会及び土地改良区に対し本事業の実施に係る費用につき補助する場合においては、当該補助に要する経費について、別に定めるところにより、毎年度予算の範囲内で補助するものとする。

なお、都道府県が土地改良区及び土地改良区連合に第4の1の統合整備の実施に係る費用につき補助する場合は、別記2の取扱要領に基づくものとする。

2 公募団体に対する助成措置

国は、公募団体に対し、公募団体が行う本事業の実施に要する経費について、別に定めるところにより、毎年度予算の範囲内で補助するものとする。

第10 国及び都道府県による指導等

国及び都道府県は、本事業の事業主体に対し適正かつ円滑な実施のための指導及び協力を行うものとする。

第11 報告

1 本事業を実施した市町村、地方連合会、土地改良区及び土地改良区連合は、その実施結果を整理し、実施年度の翌年度の4月30日までに都道府県知事に報告するものとする。

2 都道府県知事は、1の報告及び第4の2の統合整備重点指導地区に対する指導の実施結果を実施年度の翌年度の5月31日までに地方農政局長に報告するものとし、地方農政局長は、この報告を取りまとめ、同年6月30日までに農村振興局長に提出するものとする。

3 本事業を実施した公募団体は、その実施結果を整理し、実施年度の翌年度の4月30日までに農村振興局長に提出するものとする。

第12 委任

本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによる。

附 則

1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。

2 この通知による廃止前の土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知。以下「旧要綱」という。）に基づき令和6年度に実施した事業の実施結果の報告については、なお従前の例による。

3 旧要綱第5に基づく統合整備強化対策の実施の承認を受けた地区については、この要綱第4に基づく統合整備強化対策の実施の承認を受けた地区とみなす。

別記 1 （第 4 の 1 の（ 1 ）のウの（イ）の a の（ a ）の③、 a の（ b ）の①及び a の（ c ）の③関係）

土地改良区の合併後の役員定数削減目標基準

合併後の役員定数については、合併後の面積規模別又は合併土地改良区数別に設けた次表のいずれか少ない方を目標とする。

合併後の面積規模別による基準		合併土地改良区数別による基準	
面積規模	目標役員定数	合併土地改良区数	目標役員定数
500ha未満	15人以下	2 地区	合併前役員定数の単純計 × 2 / 3 以下
500～1, 000ha	20人以下	3 ～ 4 地区	合併前役員定数の単純計 × 1 / 2 以下
1, 000～5, 000ha	25人以下	5 地区以上	合併前役員定数の単純計 × 2 / 5 以下
5, 000ha以上	30人以下		

別記 2（第 9 の 1 関係）

都道府県の補助金交付の取扱要領

1 交付対象経費

交付対象経費は以下のとおりとする。ただし、土地改良区等職員の人件費並びに土地改良区等役員に対する報酬及び費用弁償（旅費を除く。）については、対象としないものとする。

（1）協議会開催費

（2）計画樹立費

統合整備計画の策定に要する経費

（3）附帯施設整備費

ア 水管理等施設整備費

イ 業務運営合理化施設整備費

ウ 管理施設情報電子化整備費

2 国の補助の限度額

国の補助の限度額は、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

3 交付対象土地改良区等

（1）協議会開催費、計画樹立費、水管理等施設整備費及び管理施設情報電子化整備費

第 4 の 1 の（1）のウの（イ）の b の（a）により承認した地区の関係土地改良区等とする。

（2）業務運営合理化施設整備費

第 4 の 1 の（1）のウの（イ）の b の（a）により承認した地区であって、合併後存続している土地改良区、合併契約を締結した土地改良区（吸収合併にあつては合併後存続予定の土地改良区、新設合併にあつては合併契約により定められている交付対象土地改良区）、土地改良区連合の設立契約を締結した土地改良区又は合同事務所の設置契約を締結した土地改良区とする。

4 交付手続等

（1）都道府県知事は、交付対象土地改良区等から、協議会開催費にあつては協議事項及びその概要を、計画樹立費にあつては計画樹立事項及びその概要を、水管理等施設整備費にあつては整備・改修等を行う施設名、所在地、工事内容及び事業費等を、業務運営合理化施設整備費にあつては整備する機器等の種類、名称、数量、取得予定時期及び価格等を、管理施設情報電子化整備費にあつては整備する内容及び事業費等を内容とする附帯施設整備計画を定めた申請書を提出させ補助金を交付するものとする。

（2）都道府県知事は、次に掲げる場合には、業務運営合理化施設整備に要する経費に対する補助金を交付しないものとする。

ア 借用、管理の受託等当該施設等の所有権を取得しないで整備する場合又は寄付等対象土地改良区の経費支出を伴わない方法により整備する場合

イ 当該施設等の整備が、合併若しくは土地改良区連合の設立の認可又は合同事務所の設置後、遅滞なく完了する見込みのない場合

ウ 当該施設等の整備につき他の国庫補助金の交付を受ける場合

（3）都道府県知事は、次に掲げる場合には、補助金を返還させることがある旨の条件を付するものとする。

ア 合併時の土地改良区、設立時（所属土地改良区の数が増加する時を含む。）の土地改良区連合又は設置時の合同事務所が第 4 の 1 の（1）のウの（イ）の a の実施基準に該当しなかった場合

- イ 合併の契約後 1 年以内に合併できなかった場合
 - ウ 土地改良区連合の設立の契約後 1 年以内にその設立ができなかった場合
 - エ 合同事務所の設置の契約後 1 年以内にその設置ができなかった場合
- (4) 都道府県知事は、Ⅰ型地区、Ⅱ型地区又はⅢ型地区が補助対象施設等の整備を完了した場合には、整備した施設等の種類、名称、整備内容及び整備に要した経費等を記載した報告書を徴して確認するものとする。

土地改良区機能強化支援事業実施要領

令和7年4月1日付け6農振第2937号

地 方 農 政 局 長
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長
国 土 交 通 省 北 海 道 開 発 局 長
北 海 道 知 事
全 国 土 地 改 良 事 業 団 体 連 合 会 会 長
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫 代 表 取 締 役 総 裁
沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫 理 事 長

殿

農林水産省農村振興局長

第1 趣旨

本事業の実施については、土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和7年4月1日付け6農振第2936号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 水土里ビジョン策定推進対策

1 実施地区の承認

- (1) 水土里ビジョン策定推進対策を実施しようとする土地改良区及び土地改良区連合（以下第2及び第3の1の（1）において「土地改良区等」という。）が、要綱第3の（1）による承認申請を行うときは、別紙様式第1号の申請書によるものとする。
- (2) 都道府県知事は、要綱第3の（2）による地方農政局長（北海道にあっては農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）との協議に当たっては、（1）の申請書の写しに次の内容を記載した意見書を添付するものとする。
 - ア 水土里ビジョン策定推進対策の必要性
 - イ 施設管理及び土地改良区等の現状
 - ウ その他特記すべき事項

2 水土里ビジョンの策定等

- (1) 土地改良区等は、水土里ビジョン（土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の11に規定する連携管理保全計画をいう。以下同じ。）を策定するため、次に掲げるものの中から地域の実情に応じて必要となる事項について、地域実態調査を実施するものとする。
 - ア 農業水利施設等の管理状況
 - イ 地域の営農、水利用の状況
 - ウ 農業集落組織の状況
 - エ その他必要な事項
- (2) 土地改良区等は、水土里ビジョン策定推進対策を適切に実施するため、必要に応じて、土地改良法第57条の14に規定する協議会が組織されている場合にあつては

当該協議会（当該協議会が組織されていない場合にあっては次に掲げる者）に対し、水土里ビジョンの検討状況等について説明を行うとともに、水土里ビジョン及び（１）の地域実態調査の内容について意見を求めるものとする。

ア 関係土地改良区等

イ 関係市町村

ウ 土地改良区等管理施設と関連する施設の管理者

エ 関係農業団体

オ その他必要な者

- （３）土地改良区等は、都道府県の指導の下に、地域の関係者と調整を図りつつ、水土里ビジョンを策定するものとする。

3 助成

水土里ビジョン策定推進対策については、水土里ビジョンの策定、水土里ビジョンの策定に必要な調査並びに関係者との協議及び調整に要する経費に対し、１地区（水土里ビジョンの区域）当たり300万円を上限として助成するものとする。

4 実施期間

水土里ビジョン策定推進対策は、原則として１年間で実施するものとする。ただし、水土里ビジョンの対象とする施設や関係市町村その他の関係者が多数に上る場合などの事情により、これにより難しい場合は、この限りではない。

第３ 統合整備強化対策

- 1 土地改良区、市町村又は都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）（市町村又は地方連合会は（１）を除く。）が行う統合再編整備事業

（１）統合整備

ア 統合整備実施地区の承認

（ア）統合整備を実施しようとする土地改良区等が要綱第４の１の（１）のウの（イ）のｂの（ａ）による承認申請を行うときは、別紙様式第２号の申請書によるものとする。

（イ）都道府県知事は、要綱第４の１の（１）のウの（イ）のｂの（ｂ）による地方農政局長との協議に当たっては、（ア）の申請書の写しに次の内容を記載した意見書を添付するものとする。

ａ 統合整備の必要性（統合整備基本計画等の位置付け等）

ｂ 組織運営の現状と計画見通し

ｃ その他特記すべき事項

イ 統合整備協議会の構成等

（ア）要綱第４の１の（１）のウの（ア）の統合整備協議会は、地区の実情を勘案し、おおむね次により構成するものとする。

ａ 都道府県の職員 若干名

ｂ 関係市町村の職員 １市町村当たり１名

ｃ 関係農業団体の役職員 若干名

ｄ 関係土地改良区等の役職員 １土地改良区等当たり３名

ｅ その他学識経験者及び債権者等 若干名

（イ）統合整備協議会は、地区の実情に応じて要綱第４の１の（１）のウの（イ）のｂの（ａ）の承認を受けた土地改良区等が適宜開催するものとし、おおむね次の順序及び協議事項等により開催し、関係土地改良区等が共同して樹立する統合整備計画について積極的な検討と指導を行うものとする。

ａ Ｉ型地区及びⅡ型地区

- (a) 第1年度
 - 1回目 統合整備推進上の問題点の把握及び処理方針の検討
 - 2回目 同上
 - 3回目 統合整備計画の策定方針の検討
 - 4回目 関係土地改良区等による統合整備計画の概要案の提示
- (b) 第2年度
 - 1回目 統合整備計画の概要案の検討
 - 2回目 同上
 - 3回目 統合整備計画の概要案に対する市町村、関係農業団体の意見の提示及びその調整
 - 4回目 同上
- (c) 第3年度
 - 1回目 統合整備計画の概要案の最終取りまとめ
 - 2回目 統合整備計画の概要案の細部討議及び調整
 - 3回目 同上
 - 4回目 統合整備計画の最終調整

b III型地区

- (a) 第1年度
 - 1回目 統合整備計画の策定方針の検討
 - 2回目 関係土地改良区等による統合整備計画の概要案の提示
 - 3回目 統合整備計画の概要案に対する市町村、関係農業団体の意見の提示及びその調整
 - 4回目 同上
- (b) 第2年度
 - 1回目 統合整備計画の概要案の取りまとめ
 - 2回目 統合整備計画の概要案の細部討議及び調整
 - 3回目 同上
 - 4回目 統合整備計画の最終調整

ウ 統合整備計画の樹立

(ア) 関係土地改良区等は、都道府県知事の指導の下に、地区の実態を十分に調査の上、関係市町村及び関係農業団体と調整を図りつつ統合整備計画を樹立するものとする。

(イ) 統合整備計画の樹立に係る調査の実施

(ア) の統合整備計画を樹立するために行う実態調査は、おおむね次によるものとする。

a 賦課基準調査

関係土地改良区別の賦課基準の設定条件及びその基準と受益関係の照応状況

b 資産関係調査

関係土地改良区別の資産（土地改良施設を除く。）の種類、数量、位置、使用状況並びに評価額及びその基準

c 市町村等からの助成状況等調査

市町村、農業協同組合等からの工事費、維持管理費、経常経費等に対する助成金の内容

d 施設管理調査

- (a) 土地改良施設の種類、構造、機能、規模及び設置箇所
- (b) 管理状況及び管理経費

e 農業集落組織調査

- (a) 農業集落組織の現状

- (b) 農業集落組織による管理施設の種類、構造、規模及び管理内容
- f 末端施設管理調査
 - 末端施設の管理状況及び費用負担
- g 農外利用調査
 - (a) 他目的使用に係る施設の種類、構造、規模及び設置箇所
 - (b) 他目的使用に係る施設の使用条件及び他目的使用料の徴収状況
 - (c) 他目的使用の形態別明細、施設の分布状況、その他管理経費
- h その他調査
 - 組合員、市町村、農業団体等の意識及び要望等に関する調査
- (ウ) I型地区及びII型地区における統合整備計画
 - a I型地区及びII型地区における統合整備計画には、次の事項を定めるものとする。
 - (a) 統合整備に関する基本的事項
 - ① 合併又は土地改良区連合の設立（所属土地改良区の数増加を含む。以下同じ。）の方法、時期その他当該合併又は土地改良区連合の設立の推進に関する事項
 - ② 定款及び諸規程類の調整に関する事項
 - ③ 経費の賦課基準の調整に関する事項
 - ④ 役員の定数に関する事項
 - ⑤ 組織及び運営に関する事項
 - ⑥ 借入金の償還に関する事項
 - ⑦ 財産の調整に関する事項
 - ⑧ その他必要な事項
 - (b) 土地改良施設の維持管理に関する事項（施設管理の再編計画、施設の年次別整備計画（5か年程度）等）
 - (c) 合併後の土地改良区の事業計画等又は土地改良区連合の事業の実施に関する計画等に関する事項
 - ① 土地改良事業の実施に関する事項（土地改良事業の内容、実施地域、規模、実施主体、実施時期等）
 - ② 土地改良区連合において土地改良事業以外の事業又は事務を実施する場合は、当該事業又は事務に関する事項（事業又は事務の内容、実施の方法、実施時期等）
 - ③ 土地改良施設の利活用等に関する事項（利活用の可能性、利活用する施設とその管理運営方法、内容及び実施方法、市町村への移管計画、特定受益者負担の計画等）
 - ④ その他土地改良区の活性化を図るために必要な事項
 - b I型地区及びII型地区における統合整備計画には、aに定める事項のほか、土地改良区の実態に応じ次に掲げる事項等必要な事項を定めることができるものとする。
 - (a) 地区内の水田転作の実施と土地改良区の運営との調整に関する事項（土地改良施設の管理方法、賦課基準の調整方法、市町村との調整方法等）
 - (b) 市町村の農業振興地域整備計画その他の農業関係計画と地区内の土地改良事業との調整に関する事項（調整体制の整備、連携強化の方法等）
- (エ) III型地区における統合整備計画
 - a III型地区における統合整備計画には、次の事項を定めるものとする。
 - (a) 合併又は土地改良区連合の設立の場合

(ウ) の a の (a) 及び (b) に掲げる事項

(b) 合同事務所の設置の場合

- ① 合同事務所の設置の方法、時期その他当該合同事務所の設置の推進に関する事項
- ② 合同事務所の組織及び運営に関する事項
- ③ 財産の調整に関する事項
- ④ その他必要な事項

b III型地区における統合整備計画には、a の事項のほか、次に掲げる事項のうち必要なものを定めることができるものとする。

- (a) 地区内の土地改良事業の実施に関する事項
- (b) 土地改良施設の利活用等に関する事項
- (c) 地区内の水田転作の実施と土地改良区の運営との調整に関する事項
- (d) 市町村の農業振興地域整備計画その他の農業関係計画と地区内の土地改良事業との調整に関する事項
- (e) その他土地改良区の活性化を図るために必要な事項

エ 附帯施設整備

統合整備を実施する土地改良区等は、統合整備の実施に伴い必要となる次の附帯施設整備を行うことができるものとする。

(ア) 水管理等施設整備（合同事務所の設置の場合を除く。）

土地改良区等の施設管理水準の向上のための整備補修、維持管理の効率化・省力化に資する施設改善及び事故等の未然防止を図る安全施設の設置に係るもので、これに要する経費が、統合整備後の土地改良区等の地区面積に250万円／100ha（1,000ha以降は100万円／100ha）を乗じた額（1万円未満を切り捨てるものとする。）以下のものとする。

(イ) 業務運営合理化施設整備

土地改良区等の業務運営及び会計・経理体制の整備等を図るために必要となる別表1に掲げる事務機器等の整備に係るもので、これに要する経費が次に掲げる金額以下のものとする。

- | | | |
|---|-----------------------|--------|
| a | I型地区の合併又は土地改良区連合の設立 | 300万円 |
| b | II型地区の合併又は土地改良区連合の設立 | 100万円 |
| c | III型地区の合併又は土地改良区連合の設立 | 70万円 |
| d | III型地区の合同事務所の設置 | 25.8万円 |

(ウ) 管理施設情報電子化整備（合同事務所の設置の場合を除く。）

合併後又は土地改良区連合の設立後の土地改良施設の効率的な管理を行うために必要となる当該施設に関する図面その他の情報の電子媒体への変換又は当該情報に関するデータベースの作成及び電子化され、又はデータベース化された情報と地図情報とが一体となった管理情報システムの整備に係るもので、これに要する経費が1,000万円以下のものとする。

オ 実施期間

I型地区及びII型地区の統合整備は原則として3年間、III型地区の統合整備は原則として2年間で実施するものとする。また、附帯施設整備については、原則としてイの統合整備計画を樹立した年度の翌々年度までに限り実施することができるものとする。ただし、毎年度予算の範囲内で補助していることにより、これにより難い場合は、この限りではない。

カ 成果の活用

都道府県知事は、統合整備協議会による統合整備の推進状況及び統合整備実施

の成果を広報するとともに、統合整備を必要とする他の地域の啓発及び指導に際し、その成果の活用を図るものとする。

(2) 管理再編整備

ア 管理再編整備実施地区の承認

(ア) 要綱第4の1の(2)の管理再編整備を実施しようとする土地改良区、市町村又は地方連合会が要綱第4の1の(2)のイによる承認申請を行うときは、別紙様式第3号の申請書によるものとする。

(イ) 都道府県知事は、要綱第4の1の(2)のウによる地方農政局長との協議に当たっては、(ア)の申請書の写しに次の内容を記載した意見書を添付するものとする。

- a 管理再編整備の必要性
- b 施設管理、集落管理組織の現状及び見通し
- c その他特記すべき事項

イ 管理再編整備計画の策定

(ア) 要綱第4の1の(2)のイの都道府県知事の承認を受けた者（以下「管理再編実施主体」という。）は、管理再編整備の対象とする土地改良区（以下「管理再編対象土地改良区」という。）について、地区内又は隣接地域における施設管理の状況、集落管理組織の活動状況及び農業者の意向を的確に把握するため、次に掲げるものの中から地域の実情に応じて必要となる事項を選択して、地域実態調査を実施するものとする。

- a 土地改良区管理施設に関する調査
- b 営農状況に関する調査
- c 農業集落組織の現状に関する調査
- d 水利用の実態に関する調査
- e 末端施設の管理状況に関する調査
- f 周辺地域の施設管理状況に関する調査
- g 農業用排水路等の農外利用に関する調査
- h 農業用排水路等の利用調整に関する調査
- i 組合員の意識、市町村及び農業団体の要望等に関する調査
- j その他

(イ) 管理再編実施主体は、都道府県の指導の下に、管理再編対象土地改良区、関係市町村及び関係農業団体と調整を図りつつ管理再編整備計画を樹立するものとする。

(ウ) 管理再編整備計画には、次の事項を定めるものとする。

a 施設管理再編計画

集落管理機能の低下、隣接地域の取込み等に伴う施設管理の再編を行うため、維持管理の方法、施設操作、水配分計画、管理費用の負担等について、次に掲げる事項を内容とする地域の現状に即した施設管理の再編計画を作成するものとする。

- (a) 施設管理の再編の基本方向
- (b) 施設管理の現状
- (c) 施設管理に関する計画
- (d) 施設整備に関する計画
- (e) 関係機関との調整に関する計画
- (f) その他必要な事項

b 管理組織再編計画

施設管理再編計画及び水利用の実態に即した管理体制の整備、下部組織の再編等について、次に掲げる事項を内容とする管理組織の再編計画を作成するものとする。

- (a) 管理組織の現状
- (b) 管理体制の整備に関する計画
- (c) 下部組織の再編に関する計画
- (d) その他必要な事項

ウ 管理再編整備検討委員会の設置

(ア) 管理再編実施主体は、次に掲げる者をもって構成する管理再編整備検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置するものとする。

- | | | |
|---|-----------------|-----|
| a | 都道府県の職員 | 1名 |
| b | 市町村の職員 | 2名 |
| c | 地方連合会の役職員 | 1名 |
| d | 管理再編対象土地改良区の役職員 | 2名 |
| e | 関係農業団体の役職員 | 若干名 |
| f | 学識経験者その他必要な者 | 若干名 |

(イ) 検討委員会は、おおむね次に掲げる順序及び検討事項等により開催するものとする。

- | | | | |
|---|------|-----|---------------------------------|
| a | 第1年度 | 1回目 | 地域実態調査の方法、内容の検討 |
| | | 2回目 | 地域実態調査の実施結果の検討及び管理再編整備計画策定方針の検討 |
| b | 第2年度 | 1回目 | 管理再編整備計画の細部検討 |
| | | 2回目 | 管理再編整備計画の最終調整 |

(ウ) 管理再編実施主体は、地域実態調査の実施及び管理再編整備計画の策定に当たっては、検討委員会の意見を求めるものとする。

(エ) 検討委員会は、(ウ)により意見を求められたときは、地域における施設管理の状況、集落管理組織の活動状況等の実情を踏まえ、持続可能な管理体制の確立に資するよう積極的に検討を行い、意見を述べるものとする。

エ 附帯施設整備

管理再編実施主体は、管理再編整備の実施に伴い必要となる次の附帯施設整備を行うことができるものとする。

(ア) 水管理等施設整備

土地改良施設の小規模な改修、整備補修及び安全施設としてのフェンス等の設置に係るもので、これに要する経費が200万円以下のものとする。

(イ) 業務運営合理化施設整備

土地改良施設の維持管理の改善等を図るために必要となる別表1に掲げる業務機器等の整備に係るもので、これに要する経費が100万円以下のものとする。

オ 実施期間

原則として2年間で実施するものとする。

(3) 土地利用再編整備

ア 土地利用再編整備実施地区の承認

(ア) 要綱第4の1の(3)の土地利用再編整備を実施しようとする土地改良区、市町村又は地方連合会が要綱第4の1の(3)のイによる承認申請を行うときは、別紙様式第4号の申請書によるものとする。

(イ) 都道府県知事は、要綱第4の1の(3)のウによる地方農政局長との協議に

当たっては、（ア）の申請書の写しに次の内容を記載した意見書を添付するものとする。

- a 土地利用再編整備の必要性
- b 施設管理、集落管理組織の現状及び見通し
- c その他特記すべき事項

イ 土地利用再編整備計画の策定

（ア）要綱第４の１の（３）のイの都道府県知事の承認を受けた者（以下「再編実施主体」という。）は、土地利用再編整備の対象とする土地改良区（以下「再編対象土地改良区」という。）について、施設管理の状況、集落管理組織の活動状況及び農業者の意向を的確に把握するため、次に掲げるものの中から地域の実情に応じて必要となる事項を選択して、地域実態調査を実施するものとする。

- a 土地改良区管理施設に関する調査
- b 営農状況に関する調査
- c 農業集落組織の現状に関する調査
- d 水利用の実態に関する調査
- e 末端施設の管理状況に関する調査
- f 農業用排水路等の農外利用に関する調査
- g 農業用排水路等の利用調整に関する調査
- h 組合員の意識、市町村及び農業団体の要望等に関する調査
- i その他

（イ）再編実施主体は、都道府県の指導の下、再編対象土地改良区、関係市町村及び関係農業団体と調整を図りつつ、土地利用再編整備計画を樹立するものとする。

（ウ）土地利用再編整備計画には、次の事項を定めるものとする。

a 土地利用再編計画

土地利用の変化等に伴う施設管理の再編を行うため、維持管理の方法、施設操作、水配分計画等について、次に掲げる事項を内容とする地域の現状に即した施設管理の再編計画を作成するものとする。

- （a）施設管理の再編の基本方向
- （b）施設管理の現状
- （c）施設管理に関する計画
- （d）施設整備に関する計画
- （e）関係機関との調整に関する計画
- （f）その他必要な事項

b 管理組織再編計画

施設管理再編計画及び水利用の実態に即した管理体制の整備、下部組織の再編等について、次に掲げる事項を内容とする管理組織の再編計画を作成するものとする。

- （a）管理組織の現状
- （b）管理体制の整備に関する計画
- （c）下部組織の再編に関する計画
- （d）その他必要な事項

ウ 土地利用再編整備検討委員会の設置

（ア）再編実施主体は、次に掲げる者をもって構成する土地利用再編整備検討委員会（以下「再編検討委員会」という。）を設置するものとする。

- | | | |
|---|--------------|-----|
| a | 都道府県の職員 | 1名 |
| b | 市町村の職員 | 1名 |
| c | 地方連合会の役職員 | 1名 |
| d | 土地改良区の役職員 | 1名 |
| e | 関係農業団体の役職員 | 若干名 |
| f | 学識経験者その他必要な者 | 若干名 |

(イ) 再編検討委員会は、おおむね次に掲げる順序及び検討事項等により開催するものとする。

- | | | | |
|---|------|-----|-----------------------------------|
| a | 第1年度 | 1回目 | 地域実態調査の方法、内容の検討 |
| | | 2回目 | 地域実態調査の実施結果の検討及び土地利用再編整備計画策定方針の検討 |
| b | 第2年度 | 1回目 | 土地利用再編整備計画の細部検討 |
| | | 2回目 | 土地利用再編整備計画の最終調整 |

(ウ) 再編実施主体は、地域実態調査の実施及び土地利用再編整備計画の策定に当たっては、再編検討委員会の意見を求めるものとする。

(エ) 再編検討委員会は、(ウ)により意見を求められたときは、地域における施設管理の状況、集落管理組織の活動状況等の実情を踏まえ、適正な土地利用再編整備に資するよう積極的に検討を行い、意見を述べるものとする。

エ 附帯施設整備

再編実施主体は、土地利用再編整備の実施に伴い必要となる次の附帯施設整備を行うことができるものとする。

(ア) 水管理等施設整備

土地改良施設の小規模な改修、整備補修及び安全施設としてのフェンス等の設置に係るもので、これに要する経費が200万円以下のものとする。

(イ) 業務運営合理化施設整備

土地改良施設の維持管理の改善等を図るために必要となる別表1に掲げる業務機器等の整備に係るもので、これに要する経費が100万円以下のものとする。

オ 実施期間

原則として2年間で実施するものとする。

2 都道府県が行う統合整備重点指導地区に対する指導

(1) 統合整備重点指導地区の選定

都道府県が、要綱第4の2の(3)のアによる協議を行うときは、別紙様式第5号の調書を添付するものとする。

(2) 統合整備推進委員会の構成等

ア 要綱第4の2の(1)のアの統合整備推進委員会は、おおむね次により構成するものとする。

- | | | |
|-----|--------------|-------------|
| (ア) | 都道府県の職員 | 2名 |
| (イ) | 関係市町村の職員 | 1市町村当たり1名 |
| (ウ) | 関係農業団体の役職員 | 若干名 |
| (エ) | 関係土地改良区等の職員 | 1土地改良区当たり2名 |
| (オ) | 学識経験者その他必要な者 | 若干名 |

イ 統合整備推進委員会は、おおむね次の順序及び検討事項等により開催するものとする。

- | | | | |
|-----|------|-----|---------------------------|
| (ア) | 第1年度 | 1回目 | 統合整備推進上の課題及び地域実態調査の方法等の検討 |
| | | 2回目 | 地域実態調査結果の検討及び統合整備推進計画の策定 |

方針の検討

- (イ) 第2年度 1回目 統合整備推進計画の検討
- 2回目 統合整備推進計画の最終調整

(3) 統合整備推進計画の策定

ア 要綱第4の2の(1)のイの統合整備推進計画は、次の事項を定めるものとする。

(ア) 関係土地改良区の現状

(イ) 統合整備推進の支障となっている課題とその対応方策

(ウ) 統合整備重点指導地区への指導方針

イ 都道府県は関係土地改良区と協力し、統合整備推進計画を策定するため、次の事項について、地域実態調査等を実施するものとする。

(ア) 組織運営体制の実態調査

賦課基準、資産関係、市町村等からの助成状況の調査等

(イ) 施設管理体制の実態調査

施設の管理、農業集落組織の現状、農外利用の状況の調査等

(ウ) その他必要な調査等

組合員等の意識及び要望等に関する調査、統合整備の必要性、メリット等の啓発普及等

(4) 実施期間

原則として2年間で実施するものとする。

第4 施設管理、運営改善対策

1 施設・財務管理強化対策

地方連合会が行う施設・財務管理強化対策は以下のとおりとする。

(1) 管理運営体制強化委員会の設置

要綱第5の1の(1)により設置する管理運営体制強化委員会の構成は、おおむね次によるものとする。

ただし、要綱第5の1の(4)に掲げる事業を実施しない場合はウ及びオについて、要綱第5の1の(5)に掲げる事業を実施しない場合はカについて、除くことができるものとする。

なお、イの職員のうち1名は、原則として土地改良施設に関する専門的知識を有する者とする。

ア 国の職員 1名

イ 都道府県の職員 2名

ウ 市町村の職員 2名

エ 地方連合会の役職員 2名

オ 土地改良区の役職員 3名

カ 株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫。以下同じ。）の職員 1名

キ 学識経験者その他必要な者 若干名

(2) 土地改良施設の診断・管理指導

要綱第5の1の(2)の土地改良施設の診断・管理指導は、管理運営体制強化委員会の検討結果を基に、土地改良施設の診断・管理指導の業務実施計画を作成の上、おおむね次により実施するものとする。

ア 管理専門指導員の配置

地方連合会は、土地改良施設の診断・管理指導を実施する場合は、次に掲げる

者を管理専門指導員として配置するものとする。

(ア) 地方連合会の職員

(イ) 必要に応じ、委嘱による臨時的管理専門指導員

イ 定期的に実施する土地改良施設の診断・管理指導

定期的に実施する土地改良施設の診断・管理指導（以下「定期診断指導」という。）の対象施設は、ダム（ため池を含む。）、頭首工、揚水機場その他の農業水利施設であって、都道府県内の土地改良施設の数及び地方連合会の執行体制等を勘案の上、地方連合会が定めるものとする。

ウ 土地改良区等からの要請に基づいて随時に実施する土地改良施設の診断・管理指導

土地改良区等からの要請に基づいて随時に実施する土地改良施設の診断・管理指導（以下「要請診断指導」という。）の対象施設は、イの定期診断指導の対象施設以外であって、土地改良区等から特に診断・管理指導の要請があった土地改良施設とする。

エ 地方連合会における土地改良施設の診断・管理指導の業務実施計画の策定

地方連合会は、業務の効率的な実施を図るため、毎年度業務実施計画を策定するものとする。

(ア) 定期診断指導対象施設調書の作成

地方連合会は、業務実施計画における定期診断指導の計画策定上の基礎資料として、土地改良区等からの申告及び自らの調査を基に、別紙様式第6号の例に準じ、定期診断指導対象施設調書を策定するものとする。

(イ) 業務実施計画の策定

土地改良施設診断・管理指導の業務実施計画には、少なくとも次の事項を定めるものとする。

a 定期診断指導については、その対象とする土地改良施設の種目及び当該診断・管理指導の時期

b 要請診断指導については、当該診断・管理指導は土地改良区等から別紙様式第7号の例により書面で要請のあったものについて速やかに行う旨及び当該診断・管理指導の対象施設の種目等の範囲を限る場合にあっては、その範囲

オ 地方連合会及び管理専門指導員の業務

地方連合会及び管理専門指導員は、おおむね次により土地改良施設の診断・管理指導等を行うものとする。

(ア) 管理専門指導員は、定期診断指導の対象施設について、業務実施計画に定められたところに従い、診断・管理指導を行うものとする。

(イ) 地方連合会は、(ア)により診断・管理指導を行うに当たっては、あらかじめ診断・管理指導の期日を土地改良区等に通知し、その診断・管理指導に際しては、相手方の管理担当者を立ち合わせるものとする。

(ウ) 管理専門指導員は、診断を了した場合には、別紙様式第8号の例及び別添によりその診断結果調書を2部作成し、1部を該当する土地改良区等に交付するとともに、必要な助言・管理指導を行うものとする。

(エ) 地方連合会及び管理専門指導員は、要請診断指導の対象施設について土地改良区等から診断・管理指導の申込があったときは、定期診断指導に支障のない限り、これに応ずるものとし、上記(ア)、(イ)及び(ウ)に準じて診断・管理指導を行うものとする。

(3) 土地改良区の経営診断・改善指導

要綱第5の1の(3)の土地改良区の経営診断・改善指導については、おおむね次により実施するものとする。

ア 経営診断・改善指導計画の策定

地方連合会は、土地改良区等の水土里ビジョン策定に関する意向や地方連合会の指導体制等を考慮して、(1)の管理運営体制強化委員会において、土地改良区等に対する経営診断・改善指導計画を策定するものとする。

イ 経営診断・改善指導の実施等

地方連合会は、アの経営診断・改善指導計画に基づき、土地改良区等に対し、おおむね次により指導（オンライン等による指導を含む。）を行うものとする。
なお、当該指導内容については経営診断・改善指導概要（別紙様式第9号）に記録するものとする。

(ア) 経営診断

決算関係書類等により土地改良区の経営状況を分析し、運営効率化対策や、円滑な施設更新のための検討・助言等を行う。

(イ) 改善指導

土地改良施設等の適切な保全・更新に向けて、地域の実情を踏まえた効率的な維持管理方法、新たな収入確保対策、施設の保全体制の確立に向けた民間企業等との連携、複式簿記会計の有効活用のための会計経理の課題の解消その他の土地改良区の経営改善に必要な取組に関する調査、分析及びこれに基づく助言等を行う。

ウ 経営診断・改善指導に要する経費については、それぞれ、1土地改良区又は1土地改良区連合当たり年間8万円を上限単価として助成するものとする。

(4) 施設・財務管理強化相談業務

要綱第5の1の(4)の施設・財務管理強化相談業務は、おおむね次により実施するものとする。

ア 相談等実施計画の策定

地方連合会は、おおむね次に掲げる事項を相談等実施計画に定めるものとする。

(ア) 施設・財務管理強化相談業務の実施に係る基本方針

(イ) 相談指導員及びその担当部門

(ウ) 業務の範囲及び定期相談日

(エ) その他必要な事項

イ 施設・財務管理強化相談業務の実施

地方連合会は、おおむね次により施設・財務管理強化相談業務を実施するものとする。

(ア) 地方連合会は、定期相談日として、毎月1日以上の一定の相談日を設け対応するものとする。

(イ) 相談の依頼人は、原則として、別紙様式第10号の例によりあらかじめ地方連合会に申し込むものとする。

(ウ) (イ)の申込みがあったときは、要綱第5の1の(4)のアの相談指導員がこれを処理するものとする。

なお、相談指導員は必要に応じて現地指導を行うものとする。

ウ 専門家の委嘱

地方連合会は、イによる施設・財務管理強化相談業務のほか、近年の複雑化・高度化する相談等に的確に対応するため、弁護士、公認会計士等に相談業務を委嘱することができるものとする。

(5) 非補助土地改良事業推進支援

要綱第5の1の(5)の非補助土地改良事業推進支援については、おおむね次により実施するものとする。なお、実施に際しては地方農政局（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局）、都道府県及び株式会社日本政策金融公庫の支援を得るなど、効果的な実施を図るものとする。

ア 非補助土地改良事業推進計画の策定

(ア) 要綱第5の1の(5)のアの非補助土地改良事業推進計画の策定に当たっては、(1)の管理運営体制強化委員会により、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- a 非補助土地改良事業における資金需要の動向及び要因分析
- b 管内における非補助農業基盤整備資金の融資目標額
- c 融資目標を達成するために実施する推進指導活動の方針等

(イ) 地方連合会は、(ア)の検討結果を非補助土地改良事業推進計画書（別紙様式第11号）に取りまとめ、速やかに地方農政局長に提出するものとする。

(ウ) 地方農政局長は、管内地方連合会への指導方針を非補助土地改良事業推進指導概要書（別紙様式第12号）に取りまとめ、地方連合会から提出された別紙様式第11号の写しを添付の上、速やかに農村振興局長に提出するものとする。

イ 推進指導活動の実施

(ア) 現地における推進指導については、非補助土地改良事業との一体的な実施による事業効果の早期発現の観点から、原則として国営土地改良事業地区及び都道府県営土地改良事業地区に所在する土地改良区の中から抽出の上、行うものとする。

(イ) 地方連合会は、非補助土地改良事業に係る情報を広報誌等に掲載するなど、広く周知に努めるものとする。

2 受益農地管理強化対策

(1) 公募団体が行う受益農地管理強化対策

農村振興局長が別に定める公募要領に基づき選定された団体（以下「公募団体」という。）が行う要綱第5の2の(1)の受益農地管理強化対策は、おおむね次のとおり行うものとする。

ア 財産管理制度等活用推進委員会の設置

(ア) 公募団体は、国及び地方公共団体の職員、公募団体、地方連合会及び土地改良区の役職員並びに学識経験者その他必要な者をもって構成する財産管理制度等活用推進委員会を設置するものとする。

(イ) 財産管理制度等活用推進委員会は、イにより実施する調査の項目、ウにより実施する財産管理制度等活用マニュアル（土地改良区体制強化事業実施要領（平成28年4月1日付け27農振第2430号）の規定により作成された財産管理制度等活用マニュアルをいう。以下同じ。）の改訂の内容及びエにより実施する普及・啓発の検討を行うものとする。

イ 財産管理制度等活用実態調査

所有者不明農地等が存在することにより換地業務又は土地改良事業の実施に支障が生じている地区等を対象に、おおむね次の事項について調査を行うものとする。

(ア) 所有者不明農地等が存在することにより生じている支障の内容

(イ) 財産管理制度等の活用上の課題と対応方策

(ウ) 財産管理制度等を活用して土地の所有者を特定した事例

(エ) 財産管理制度等以外の手法で換地処分促進が図られた事例

ウ 財産管理制度等活用マニュアルの改訂

イの調査結果を基に、財産管理制度等活用マニュアルの改訂を行うものとする。

エ 財産管理制度等の普及・啓発指導

財産管理制度等活用マニュアルを活用し、財産管理制度等の普及・啓発を行うとともに、必要に応じて、地方農政局等のブロック単位に、土地改良区の役職員等を対象に財産管理制度等の説明会を行うものとする（Web会議など対面形式以外の形式で開催することができることとする。）。また、地方連合会が行う財産管理制度等の活用に関する指導について、地方連合会からの要請に応じて助言等を行うものとする。

(2) 地方連合会が行う受益農地管理強化対策

要綱第5の2の(2)の地方連合会が行う受益農地管理強化対策は、おおむね次のとおり行うものとする。

ア 受益農地管理強化委員会の設置等

要綱第5の2の(2)のアにより設置する受益農地管理強化委員会の構成は、おおむね次によるものとする。

(ア) 国（地方農政局、地方法務局等）の職員	2名
(イ) 都道府県の職員	1名
(ウ) 地方連合会の役職員	2名
(エ) 地元団体（市町村、土地改良区等）の役職員	3名
(オ) 土地改良換地士	1名
(カ) 司法書士又は弁護士	1名
(キ) 学識経験者その他必要な者	若干名

イ 換地選定に関する指導

要綱第5の2の(2)のイの換地選定に関する指導は、換地事務の技術的指導及び助言を行う地方連合会の職員（以下「換地専門指導員」という。）により、おおむね次により行うものとする。

(ア) 換地選定が未実施の地区について、市町村、土地改良区等の役職員及び換地委員に対して、当該地区の現地での基礎調査、換地設計基準の作成及び換地選定の指導を行うものとする。

(イ) (ア)の地区のうち、換地選定について特に指導の必要性が認められる地区を重点指導地区に指定し、計画的に巡回指導を行うものとする。

ウ 換地処分未了地区等の解消に関する指導

要綱第5の2の(2)のウの換地処分未了地区等の解消に関する指導は、おおむね次により行うものとする。

(ア) 換地処分未了地区等指導台帳の作成

地方連合会の調査又は土地改良事業の実施主体からの申出等に基づき、事業完了予定年度を越えているにもかかわらず換地処分が行われていない地区又はそのおそれのある地区（以下「換地処分未了地区等」という。）の状況を把握し、概要等を整理した台帳（別紙様式第13号）を作成するものとする。

(イ) 換地処分未了地区等に対する指導方針の策定及び指導等

a 受益農地管理強化委員会において換地処分未了地区等の解消方法を検討し、指導方針を策定するものとする。なお、高度化、複雑化している案件は、必要に応じて要綱第6の1の(4)の事業を行う公募団体に助言等を求めることができるものとする。

b 換地専門指導員は、受益農地管理強化委員会における指導計画等に基づ

き、当該地区に対する指導を行い、その結果を受益農地管理強化委員会に報告するものとする。

エ 財産管理制度等の活用に関する指導

要綱第5の2の(2)のエの財産管理制度等の活用に関する指導は、おおむね次により行うものとする。なお、必要に応じて、要綱第5の2の(1)の事業を行う公募団体に助言等を求めることができるものとする。

(ア) 制度の普及・啓発

換地専門指導員は、第4の2の(2)のウにおける換地処分未了地区等又は土地改良事業の実施地区のうち、財産管理制度等を活用することにより換地業務又は土地改良事業の促進を図ることが可能となる地区等に対して、財産管理制度等の普及・啓発を行うものとする。

(イ) 指導方針の策定

受益農地管理強化委員会において、財産管理制度等の活用が有効とされる地区等について、所有者不明農地等の数、態様及び権利者会議の実施時期等を勘案した上で、制度活用に向けた指導方針を策定するものとする。

(ウ) 制度活用指導

換地専門指導員は、受益農地管理強化委員会における指導方針に基づき、財産管理制度等を活用しようとする地区について、制度の手續に必要となる書類の作成に関する助言・指導を行うものとする。また、必要に応じて、財産管理人となる候補者のあつせん又は仲介等を行うものとする。

オ 交換分合等による農用地の利用集積に関する指導

要綱第5の2の(2)のオの交換分合等による農用地の利用集積に関する指導は、おおむね次により行うものとする。

(ア) 交換分合推進対策

要綱第5の2の(2)のオの(ア)の助言・指導は次の事項について行うものとする。なお、地方連合会は、これらの助言・指導について、都道府県知事が適当と認めた者にその一部を行わせることができるものとする。

- a 交換分合計画書及び交換分合登記申請書の作成に関すること。
- b 交換分合計画に係る土地の評価及び清算に関すること。
- c 地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定されるもの。）が策定された区域内の土地における貸し手・借り手間の調整に関すること。
- d 耕作の目的に供されていない又はそれが見込まれる農用地の処理対策等に関すること。
- e 新たに交換分合の実施を予定する地区に対する制度啓発に関すること。
- f その他交換分合の実施に関すること。

(イ) 農用地利用集積推進対策

a 農用地利用集積推進対策会議の構成

要綱第5の2の(2)のオの(イ)のaにより設置する農用地利用集積推進対策会議（以下「利用集積推進会議」という。）の構成はおおむね次によるものとする。

- (a) 都道府県の職員
- (b) 市町村の職員
- (c) 都道府県農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定による都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。）の役職員

- (d) 農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定に基づき指定されるものをいう。）の役職員
 - (e) 地元団体（土地改良区等）の役職員
 - (f) 地方連合会の役職員
 - (g) 学識経験者その他必要な者
 - b 利用集積を推進すべき地区の選定
 - (a) 農用地利用集積推進対策の対象地区は、農地整備等基盤整備事業の完了地区であって利用集積を予定している又はその必要性の高い地区とするものとする。
 - (b) 利用集積推進会議は、地方連合会が実施する実態把握調査等の結果を基に、利用集積を推進すべき地区（以下「推進地区」という。）を選定するものとする。
 - c 地方連合会による技術的指導等
 - (a) 換地専門指導員は、推進地区の利用集積の状況及び利用集積を推進する上で課題となっている事項等について、関係土地改良区及び関係農家等から聴き取り調査を行い、利用集積推進会議に提出するものとする。
 - (b) 利用集積推進会議は、利用集積を推進する上で課題となっている事項等について、その解決策の検討及び整理を行い、推進地区の指導方針を策定するものとする。
 - (c) 換地専門指導員は、利用集積推進会議で策定された指導方針に基づき、推進地区に関係する土地改良区等と協議・調整を図りつつ、当該土地改良区等が行う土地利用調整活動に対して技術的指導及び助言を行うものとする。
 - d 指導結果の報告等
 - (a) 地方連合会は、cの(c)の推進地区に対する換地専門指導員の指導結果を利用集積推進会議に報告するものとする。
 - (b) 利用集積推進会議は、報告された指導結果を検証し、今後の指導方針の再検討等を行うとともに、報告された事例の整理を行い、利用集積の推進に関する情報として土地改良区等に提供するものとする。
 - e 推進地区調書の作成

地方連合会は、推進地区に関する地区調書（別紙様式第14号）を作成し、推進地区における土地利用調整の推進に活用するものとする。
- (3) 土地改良区が行う受益農地管理強化対策
- ア 要綱第5の2の(3)の土地改良区が行う受益農地管理強化対策は、土地改良区において別紙様式第15号の所有者不明農地等の解消に向けた計画を作成した上で、おおむね次のとおり行うものとする。なお、必要に応じて、地方連合会に助言等を求めることができるものとする。
- (ア) 所在等不明共有者の持分の取得又は譲渡を活用する場合
- a 所在等不明共有者であることを証明するために必要な調査
 - b 当該制度の活用にあたっての他の共有者との各種調整
 - c その他当該制度の活用にあたり必要な調査・調整
- (イ) 所有者不明土地管理制度を活用する場合
- a 所有者不明土地であることを証明するために必要な調査
 - b 地方裁判所への所有者不明土地管理人の選任の申立て及びこれを行うに当たり必要な各種事前調整
 - c 選任された所有者不明土地管理人との各種調整

- d その他当該制度の活用に当たり必要な調査・調整（地方裁判所への予納金の納付及び追納を含む。）
- イ アの（イ）を行う土地改良区は、所有者不明土地管理命令（以下「管理命令」という。）を申し立てた年度中に管理命令の取消が行われなかった所有者不明土地管理人がいる場合、管理命令の抹消登記がされ、予納金の精算が行われるまでの間、要綱第11の1により都道府県知事に実施結果を毎年度報告するものとする。

また、管理命令の抹消登記がされ、予納金の精算が行われたときは、上記にかかわらず、遅滞なく別紙様式第16号により都道府県知事に報告するものとする。
- ウ 都道府県知事は、イにより管理命令の抹消登記がされ、予納金の精算が行われたことを確認した場合は、遅滞なく別紙様式第17号により地方農政局長に報告し、予納金の返還があった場合は、その国庫補助金相当額を返還するものとする。

第5 研修・人材育成

1 公募団体が行う研修・人材育成

（1）土地改良区運営基盤強化推進研修

公募団体が実施する要綱第6の1の（1）の土地改良区運営基盤強化推進研修は、おおむね次の事項について実施するものとする（Web会議など対面形式以外の形式で開催することができることとする。）。

なお、イについては、新規担当者向けの基礎的な内容と、実務担当者向けの実務的な内容に分けて実施するものとする。

ア 統合整備の推進について

- （ア）合併協議の体制構築・進め方について
- （イ）合併推進に係る諸課題・懸案事項への対応について
 - a 組織運営に係る課題等
 - b 施設管理に関する課題等
- （ウ）合併事例の検証・検討
- （エ）合併後における諸課題・懸案事項解消への取組について
- （オ）合併の推進に資する滞納処分の実施について

イ 運営基盤強化の推進について

- （ア）土地改良区の現状と課題について
- （イ）土地改良区の業務運営及び会計経理について
- （ウ）経営収支の健全化に資する取組について
- （エ）計画的な更新のための資金調達（更新積立等）について
- （オ）地域の関係者との連携について

ウ その他

（2）施設管理研修

ア 管理専門指導員研修

要綱第6の1の（2）のアの管理専門指導員等の資質向上を図るための研修については、おおむね次の事項について実施するものとする（Web会議など対面形式以外の形式で開催することができることとする。）。

- （ア）土地改良施設管理概論
- （イ）農業水利施設のストックマネジメント概論
- （ウ）農業水利施設の機能診断概論
- （エ）農業水利施設の安全管理関係

(オ) その他

イ 土地改良施設の整備補修事例検討会

要綱第6の1の(2)のイの土地改良施設の整備補修事例検討会（以下「検討会」という。）は、おおむね次により実施するものとする。

- (ア) 全国を地方農政局ごとに1ブロックとして、各ブロック単位で検討会を開催するものとする（Web会議など対面形式以外の形式で開催することができることとする。）。ただし、北海道にあつては東北農政局ブロック、沖縄県にあつては九州農政局ブロックにそれぞれ含めるものとする。
- (イ) 検討会においては、要綱第5の1の(2)のイの土地改良施設の診断・管理指導を行う地方連合会の管理専門指導員が診断・管理指導した事例（1県当たり1から2事例程度選定）のうちから、診断・管理指導の技術の共有化を図るべきものについて2事例程度を選定するものとする。
- (ウ) 検討会は、学識経験者、地方農政局及び都道府県職員並びに地方連合会の管理専門指導員をもって構成するものとする。
- (エ) 公募団体は、各ブロックで選定された事例等を取りまとめ、地方連合会の管理専門指導員の技術データとして共有化を図るものとする。

ウ 小水力等発電技術者育成研修

要綱第6の1の(2)のウの小水力等発電導入の取組を推進するための研修等については、おおむね次により実施するものとする（Web会議など対面形式以外の形式で開催することができることとする。）。

- (ア) 小水力等発電導入に係る指導者育成
土地改良区及び土地改良区連合に対し最新の知見に基づき指導する技術者を育成するため、導入に係る調査、設計施工、発電水利権、固定価格買取制度の動向等について研修を行うものとする。
- (イ) 小水力等発電の維持管理に携わる技術者育成
小水力等発電の維持管理に係る技術者を育成するため、発電施設の維持管理・運営、安全管理及び電気技術の向上を図るための機械、電気事業法（昭和39年法律第170号）、電気理論、電力等について研修を行うものとする。
- (ウ) 小水力等発電の会計運営に携わる技術者育成
小水力等発電会計に携わる技術者を育成するため、発電会計の必要性や会計運営等について研修を行うものとする。
- (エ) 現地指導
小水力等発電の導入、維持管理、会計に対する課題を解消するための現地指導を行うものとする。

(3) 会計指導員育成研修

要綱第6の1の(3)の会計指導員育成研修は、おおむね次により実施するものとする。

ア 会計指導員の業務・育成

次に掲げる業務を行う会計指導員を育成するための専門的な研修（試験を含む。）を実施するとともに、当該研修及び試験を修了した者を会計指導員として認定するものとする。

- (ア) 第4の1の(3)の土地改良区の経営診断・改善指導
- (イ) 第4の1の(4)の施設・財務管理強化相談業務
- (ウ) 土地改良区等の指導監査
- (エ) その他、土地改良区等の事業運営の透明化やガバナンスの強化に関する啓発・指導

イ 認定要件

(ア) 会計指導員として認定を受けることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

a ウの会計指導員の育成のための研修（以下「育成研修」という。）を修了した者

b エの会計指導員認定試験（以下「認定試験」という。）に合格した者

(イ) (ア) の認定期間は、認定日から3年を経過した年度末までとする。ただし、更新を妨げない。

(ウ) 認定の更新については、(ア) の規定（bを除く。）を準用する。

ウ 育成研修

(ア) 公募団体は、毎年度1回以上、育成研修（eラーニング等を含む。）を実施する。

(イ) エの(イ) の認定試験の区分に関する事項について、延べ12時間以上の研修を行う。

エ 認定試験

(ア) 公募団体は、ウの育成研修を受講した者を対象に認定試験を実施する。

(イ) 認定試験は次の区分により行う。

a 土地改良区の業務運営及び会計経理

土地改良区の概要、定款・規約等、土地改良区会計の仕組み、賦課金等の賦課徴収の仕組み等に関する事項

b 会計経理に係るガバナンス及びコンプライアンスの強化

土地改良区会計基準（平成31年2月14日付け30農振第2938号農林水産省農村振興局長通知）、土地改良区会計細則例（平成31年2月14日付け30農振第2939号農林水産省農村振興局長通知）、土地改良区会計指導基準（平成23年4月1日付け22農振第2411号農林水産省農村振興局長通知）等に関する事項

c 会計指導・監査

土地改良区における複式簿記会計・指導監査の導入に関する事項

d 経営診断・改善指導

土地改良区の経営診断等に関する事項

オ 会計指導員育成研修の実施

(ア) 受講・受験資格

次に掲げる者は、育成研修を受講し、認定試験を受験する資格を有する。

a 土地改良事業団体連合会（以下「連合会」という。）の事業に係る業務の経験期間が通算して10年以上の者又は連合会の事業に係る業務のうち、監査事務、会計事務及び予算の調製に関する事務（以下「会計事務等」という。）に携わった期間が通算して5年以上の者

b 土地改良区等の事業に係る業務の経験期間が通算して10年以上の者又は土地改良区等の事業に係る業務のうち会計事務等に携わった期間が通算して5年以上の者で、現在は土地改良区等の職員ではない者

c 国・地方公共団体の土地改良事業に係る業務の経験期間が通算して10年以上の者又は国・地方公共団体の土地改良事業に係る業務のうち会計事務等（検査事務を含む。）に携わった期間が通算して5年以上の者で、現在は国・地方公共団体の職員ではない者

d その他 a、b 及び c に掲げる者と同等以上の者として、公募団体が農村振興局長と協議して認めた者

(イ) 受講・受験手続

受講・受験を希望する者は、「受講・受験申込書及び受講・受験票」（別紙様式第18号）に必要事項を記入して、公募団体が定める期日までに、公募団体に提出するものとする。

カ 委員会の設置

(ア) 公募団体は、農林水産省の関係職員、学識経験者等で構成する会計指導員育成研修運営委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(イ) 公募団体は、毎年度3回以上、委員会を開催する。

(ウ) 委員会の所掌事項は次に掲げる事項とする。

- a 育成研修のカリキュラムに関すること
- b 認定試験問題の作成に関すること
- c 認定試験結果の審査に関すること
- d 土地改良区等指導監査の手引に関すること
- e その他必要事項

キ 認定を受けることができる者の決定

公募団体は、育成研修及び認定試験の結果について、委員会の審査を経た後、認定を受けることができる者を決定し、別紙様式第19号により農村振興局長に報告するものとする。

ク 認定証の交付

農村振興局長は、キの報告を受けた後速やかに、合格者に対し、認定証（別紙様式第20号）を交付するものとする。

ケ 地方連合会への届出等

クの認定を受けた会計指導員は、速やかに、別紙様式第21号により、業務を行う都道府県の地方連合会にその旨を届け出るものとする。

コ 打合せ

公募団体は、会計指導員育成研修の実施に当たっては、農村振興局と十分協議の上、実施するものとする。

打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

(ア) 会計指導員育成研修に関する事務の着手段階

(イ) 会計指導員育成研修実施段階

(ウ) 認定試験の合格者の決定段階

サ その他

会計指導員育成研修の実施に関し必要な事項は、公募団体が別に定める。

(4) 換地関係異議紛争処理実務研修

要綱第6の1の(4)の換地関係異議紛争処理実務研修は、おおむね次により行うものとする。

ア 土地改良換地に関する異議紛争の未然防止及び早期解決を図る研修

研修は次により開催し、土地改良換地に関する既往の異議紛争事例等の具体的な事例を活用して実施するものとする。

(ア) 全国を地方農政局ごとに1ブロックとして、各ブロック単位で研修を開催するものとする（Web会議など対面形式以外の形式で開催することができることとする。）。ただし、北海道にあっては東北農政局ブロック、沖縄県にあっては九州農政局ブロックにそれぞれ含めるものとする。

(イ) 研修の対象は次のとおりとし、国の職員又は学識経験者等の協力のもと開催するものとする。

- a 都道府県の職員

- b 地方連合会の役職員
 - c 土地改良区等の役職員
- イ 地方連合会が行う換地処分未了地区等の解消に関する指導に対する助言等
 - 要綱第6の1の(4)の助言等は、アの土地改良換地に関する異議紛争の未然防止及び早期解決を図る研修における検討事項等を踏まえ、次の事項について地方連合会に対し行うものとする。
 - (ア) 地方連合会から提出された換地処分未了地区等の解消に関する指導地区の処理方策
 - (イ) 異議紛争の未然防止に関する事項

2 地方連合会が行う研修・人材育成

(1) 技術実践向上研修

要綱第6の2の(1)の技術実践向上研修は、土地改良区の役職員等に対して農業農村整備事業に関する基礎的、専門的知識の習得を図ることにより技術力向上に資するものとし、おおむね次により実施するものとする。

ア 研修内容

- (ア) 農業農村整備事業を取り巻く最新の施策動向
- (イ) 農業農村整備事業制度関係
- (ウ) 維持、管理及び整備関係
 - a 土地改良事業計画設計及び技術基準関係
 - b 施工管理関係
 - c 品質確保関係
 - d 施設管理関係
 - e 土地改良事業積算基準関係
 - f コスト縮減関係
- (エ) 環境対策への取組関係
- (オ) 事業管理関係
- (カ) その他

イ 全国を地方農政局ごとに1ブロックとして、各ブロック単位で開催するものとする（Web会議など対面形式以外の形式で開催することができることとする。）。ただし、北海道にあっては東北農政局ブロック、沖縄県にあっては九州農政局ブロックにそれぞれ含めるものとする。

なお、研修実施に当たっては、国、地方公共団体等と協議の上、開催するものとする。

ウ 要綱第6の2の(1)のイの承認を受けようとする地方連合会は、別紙様式第22号の承認申請書及び別紙様式第23号の計画概要書を添付の上、都道府県知事に提出するものとする。

エ 都道府県知事は、要綱第6の2の(1)のウによる地方農政局長との協議に当たっては、ウの承認申請書及び計画概要書を審査の上、これが適当であると認めるときは実施予定年度の5月末日までに地方農政局長に提出するものとする。

オ 地方農政局長は、ウの承認申請書及び計画概要書を審査の上、本事業を実施することが適当と認める場合は、実施予定年度の6月末日までに別紙様式第24号により通知するものとする。

(2) 基幹水利施設保全管理技術向上研修

ア 要綱第6の2の(2)の基幹水利施設保全管理技術向上研修は、土地改良区等の施設管理者（以下「施設管理者」とする。）に対し、次に掲げる事項について、指導及び技術援助を行うものとする（Web会議など対面形式以外の形式で

開催することができることとする。) 。

(ア) 施設の操作運転、点検及び整備に関すること。

(イ) 施設の機能保全に関すること。

(ウ) 施設に係る災害・事故等のリスク管理・監視に関すること。ただし、リスク管理については自然災害を念頭においたリスク管理に限るものとする。

イ アの内容について、現地において指導及び技術援助を行う対象施設は、国営土地改良事業等で造成され土地改良区等が管理しているダム、頭首工、排水機場、用水機場等の基幹水利施設であり、公共性の程度、施設操作の難易度、施設規模及び受益規模を別紙様式第25号の「対象施設の評点の算定方法」に基づき算定した評点が、5点以上のダム、頭首工、排水機場、用水機場及びこれと併せて一体的な管理を行う必要のある水路等とするものとする。

ウ 本研修の実施に当たっては、対象となる基幹水利施設を管理する施設管理者等と十分協議をした上で、別紙様式第26号の基幹水利施設保全管理技術向上研修実施計画書を作成するものとする。

エ 地方連合会は、研修の実績等を明らかにした別紙様式第27号に示す業務記録簿を作成し保管（電磁的記録による保管を含む。）するものとする。

オ 基幹水利施設保全管理技術向上研修を実施しようとする地方連合会が要綱第6の2の（2）のイの承認を受けようとするときは、計画概要書を添付の上、別紙様式第28号の申請書を提出するものとする。

カ 都道府県知事は、要綱第6の2の（2）のウによる地方農政局長との協議に当たっては、オの計画概要書及び申請書を審査の上、これが適当であると認めるときは実施予定年度の5月末日までに地方農政局長へ提出するものとする。

キ 地方農政局長はカの申請書及び計画概要書を審査の上、本事業を実施することが適当と認める場合は、実施予定年度の6月末日までに別紙様式第29号により通知するものとする。

（3）監査実務等向上研修

要綱第6の2の（3）の監査実務等向上研修は、土地改良区等の内部けん制機能及び運営基盤の強化を図るため、土地改良区等の役職員等に対し、おおむね次により実施するものとする。

ア 研修内容

（ア）監査・内部点検実務

（イ）非補助土地改良事業活用実務

（ウ）取組事例紹介、実務演習等

イ 研修の期間は、1日程度とする。

ウ 地方連合会ごとに年1回程度開催する（Web会議など対面形式以外の形式で開催することができることとする。）。

なお、研修実施に当たっては、地方農政局（北海道にあっては農村振興局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。）及び都道府県と協議の上、開催するものとする。

（4）換地等技術向上研修

ア 要綱第6の2の（4）の研修のうち、換地事務に関する研修は、おおむね次により実施するものとする。

（ア）次に掲げる事項及び過去の研修実績等を考慮して作成する年間研修計画（別紙様式第30号）を受益農地管理強化委員会に提出し、当該受益農地管理強化委員会において協議・検討するものとする。

a 換地技術者等の活動状況等

土地改良換地士及び一般換地技術者（以下「換地技術者等」という。）の活動状況等を把握し、換地技術者等名簿（別紙様式第31号）を作成するとともに、毎年度、当該名簿の記載事項について必要となる補正を行うものとする。

b 翌年度の換地事務量等及び換地事務量の長期見通し等

都道府県が把握する換地を伴う土地改良事業の翌年度新規着工予定地区の内容、換地計画の認可又は決定状況等に基づいて換地処理見込表（別紙様式第32号）を作成するものとする。

(イ) (ア)の年間研修計画は、当該都道府県の換地事務の促進に資するものとして、次に掲げる研修から選択し、おおむね別記の1から3までにより実施するものとする（Web会議など対面形式以外の形式で開催することができるものとする。）。

a 新規担当者研修

新規に換地事務を担当する市町村、地方連合会及び土地改良区等の職員に対する研修

b 換地計画実務研修

換地事務に従事している換地技術者等に対する研修

c 換地委員等実務研修

換地を伴う土地改良事業の着工（予定）地区の換地委員（準備委員）、事業推進委員、土地改良区等の役員及び地域のリーダー等に対する研修

イ 要綱第6の2の(4)の研修のうち、交換分合に関する研修は、交換分合の実務に携わる職員等を対象として、おおむね別記の4及び5により実施するものとする（Web会議など対面形式以外の形式で開催することができるものとする。）。なお、地方連合会は、この交換分合に関する研修について、都道府県知事が適当と認めた者にその一部を行わせることができるものとする。

(5) 基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修

ア 要綱第6の2の(5)の基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修は、施設管理者に対し、次に掲げる事項について、指導及び技術援助を行うものとする（Web会議など対面形式以外の形式で開催することができるものとする。）。(ア) 省エネルギー化推進の啓発に関すること。

(イ) 省エネルギー化推進の具体化に向けた現地指導と調査に関すること。

(ウ) 省エネルギー化推進の基本構想の策定に関すること。

イ 本研修の実施に当たっては、対象となる施設管理者等と十分協議をした上で、別紙様式第33号の基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修実施計画書（以下「実施計画書」という。）を作成するものとする。

ウ 基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修を実施しようとする地方連合会が要綱第6の2の(5)のイの承認を受けようとするときは、実施計画書を添付の上、別紙様式第34号の申請書を都道府県知事へ提出するものとする。

エ 都道府県知事は、要綱第6の2の(5)のウによる地方農政局長との協議に当たっては、前号の実施計画書及び申請書を審査の上、これが適当であると認めるときは実施予定年度の5月末日までに地方農政局長へ提出するものとする。

オ 地方農政局長は前号の申請書及び実施計画書を審査の上、本事業を実施することが適当と認める場合は、実施予定年度の6月末日までに別紙様式第35号により通知するものとする。

カ 地方連合会は、研修の実績等を明らかにした別紙様式第36号に示す業務記録簿を作成し保管（電磁的記録による保管を含む。）するものとする。

第6 特定被災土地改良区復興支援対策

公募団体が行う要綱第7の特定被災土地改良区復興支援対策は、おおむね次のとおり行うものとする。

1 本対策の対象となる業務書類・機器等の費用

本対策の対象となる業務書類・機器等の費用は、被災した土地改良区が業務運営を維持するために、特定大規模災害等（大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第2条第9号に規定する特定大規模災害等をいう。以下同じ。）が起こった日以降、復旧した業務書類・機器等の費用で次に掲げるもの（以下「特定被災土地改良区復旧支援助成金」という。）とする。

- (1) 別表2に掲げる業務書類の復旧に要する同表に定める費用
- (2) 別表3に掲げる機器等の復旧に要する同表に定める費用
- (3) (1) 及び (2) に掲げる費用のほか、被災地域の実情を踏まえて農村振興局長が特に必要と認めた業務書類・機器等の復旧に要する費用

2 公募団体の業務等

公募団体は、国からの助成により、特定被災土地改良区復興計画の審査及び認定、特定被災土地改良区復旧支援助成金の交付その他本対策の実施に必要な業務を行うものとする。

なお、公募団体は、本対策に係る事務を円滑に行うため、本対策の事務の一部を、他の団体に委託できるものとする。その場合において、公募団体は、速やかに農村振興局長にその旨通知するものとする。

3 助成の対象等

本対策の助成の対象者は、特定被災土地改良区復興計画を作成し、当該計画について公募団体による認定を受けた土地改良区（土地改良区連合を含む。以下「特定被災土地改良区」という。）とし、助成期間は、当該認定を受けた日の属する年度の4月1日から起算して3年以内とする。

4 特定被災土地改良区復興計画の審査及び認定

- (1) 被災した土地改良区は、本対策の適用を受けようとする場合には、特定被災土地改良区復興計画（別紙様式第37号）を作成し、公募団体に対し当該計画について、農村振興局長が別に定める日までに認定の申請を行うものとする。
- (2) 公募団体は、(1) の申請があったときは、関係地方農政局及び関係都道府県の職員を構成員とする審査委員会を開催し、この審査委員会において特定被災土地改良区復興計画の審査を行うものとする。
- (3) 公募団体は、審査委員会において、特定被災土地改良区復興計画を適当と認めたときは、当該計画の認定を行い、申請のあった被災した土地改良区に対して認定の通知を行うものとする。
- (4) 特定被災土地改良区は、特定被災土地改良区復興計画の内容に変更があった場合には、公募団体に当該計画の変更を申請するものとする。
- (5) 公募団体は、(4) の変更申請があった場合には、当該申請を(2) 及び(3) の手続に準じて取り扱うものとする。

5 特定被災土地改良区復旧支援助成金の交付

(1) 特定被災土地改良区復旧支援助成金交付規程

公募団体は、特定被災土地改良区復旧支援助成金交付規程を定め、農村振興局長の承認を受けるものとする。なお、同交付規程を変更する場合においても同様とする。

(2) 特定被災土地改良区復旧支援助成金の交付額

特定被災土地改良区復旧支援助成金の交付額は、４の（３）（４の（５）により準じて取り扱う場合を含む。）の公募団体の認定を受けた特定被災土地改良区復興計画に定められた助成予定額を限度とする。

（３）特定被災土地改良区復旧支援助成金の交付手続

ア 特定被災土地改良区は、４の（３）による認定通知があったとき（災害が起こった年度にあつては、４の（１）による認定申請を行ったとき）は、当該認定又は申請に係る計画に従って、毎年度、公募団体に対して特定被災土地改良区復旧支援助成金の交付の申請を行うものとする。

イ 公募団体はアの交付の申請があった場合には、特定被災土地改良区復旧支援助成金交付規程に基づき、特定被災土地改良区に対して、当該年度の予算の範囲内で、特定被災土地改良区復旧支援助成金を交付するものとする。

（４）特定被災土地改良区復旧支援助成金の使途

特定被災土地改良区は、交付された特定被災土地改良区復旧支援助成金の全額を業務書類・機器等の復旧に要する費用に充てるものとする。

６ 助成

要綱第９の２の助成の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

（１）特定被災土地改良区復旧支援助成金

（２）本対策の実施に必要な事務費

- ア 賃金
- イ 報償費
- ウ 旅費
- エ 需用費
- オ 役務費
- カ 委託料
- キ 使用料及び賃借料
- ク 備品購入費
- ケ 給料、職員手当等
- コ 共済費

第７ 国及び都道府県による指導等

国及び都道府県は、本事業を実施する土地改良区又は地方連合会に対し指導を行うほか、必要に応じ地方連合会、関係市町村及び関係農業団体等に対し協力を依頼するものとする。

第８ 補助金交付決定前の着手

事業は、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第６条第１項の補助金等の交付の決定（以下「補助金交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図るため、補助金交付決定前に事業に着手する場合には、事業主体は、あらかじめ、その理由を明記した別紙様式第38号に定める土地改良区機能強化支援事業補助金交付決定前着手届を都道府県知事（公募団体にあつては農村振興局長）に提出するものとする。この場合、都道府県知事は、当該交付決定前着手届を、速やかに地方農政局長に提出するものとする。

第９ 実施結果の報告

- １ 要綱第11の１及び２のうち、要綱第３の水土里ビジョン策定推進対策に関する報告

は、別紙様式第39号及び別紙様式第40号によるものとし、要綱第4の統合整備強化対策に関する報告は、別紙様式第41号から別紙様式第47号までによるものとし、要綱第5の1の施設・財務管理強化対策に関する報告は、別紙様式第48号によるものとし、要綱第5の2の(2)の受益農地管理強化対策及び要綱第6の2の(4)の換地等技術向上研修に関する報告は、別紙様式第49号によるものとし、要綱第5の2の(3)の受益農地管理強化対策に関する報告は、別紙様式第16号によるものとし、要綱第6の2の(1)の技術実践向上研修に関する報告は、別紙様式第50号によるものとし、要綱第6の2の(2)の基幹水利施設保全管理技術向上研修に関する報告は、別紙様式第51号によるものとし、要綱第6の2の(3)の監査実務等向上研修に関する報告は、別紙様式第52号によるものとし、要綱第6の2の(5)の基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修に関する報告は、別紙様式第53号によるものとする。

- 2 要綱第11の3に関する報告は、別紙様式第54号から別紙様式第59号までによるものとする。

第10 その他

本事業における人件費の算定等にあつては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に従うものとする。

なお、本事業の実施に当たっては、平成22年1月15日付け21農振第1733号農林水産省農村振興局長通知に留意されたい。

附 則

この通知は、令和7年4月1日から施行する。

別表１（第３の１の（１）の工の（イ）、１の（２）の工の（イ）及び１の（３）の工の（イ）関係）

	区 分	対象となる事務機器等の種類
統 合 整 備	(1) 業務運営の合理化・省力化に必要なもの	会計に関するソフトウェア、複写機、銅製書庫、倉庫等
	(2) 土地改良事業の適正かつ計画的な実施を図るため必要なもの	発電機、簡易ポンプ、無線装置、投光器、除塵用機器、レベル、トランシット、ポール、スタッフ、カメラ、製図機器、透写台、プラニメーター等
管理再編整備 及び 土地利用再編 整備	(1) 土地改良施設の維持管理の改善を図るために必要なもの	施設管理に関するソフトウェア、水位計、流量計、水温計等
	(2) 土地改良事業の適正かつ計画的な実施を図るため必要なもの	発電機、簡易ポンプ、無線装置、投光器、除塵用機器、レベル、トランシット、ポール、スタッフ、カメラ、製図機器、透写台、プラニメーター等

別表２（支援の対象となる業務書類の復旧に要する費用）

対象となる業務書類の種類	対象となる費用
(1) 組合員名簿 (2) 土地原簿 (3) 賦課台帳 (4) 土地改良施設台帳	被災のため、新たに調製する必要がある業務書類について、その調製のために必要となる調査費、旅費、通信費及び諸経費。

別表 3（支援の対象となる機器等の復旧に要する費用）

対象となる機器等の種類	対象となる費用
（１）パソコン・プリンタ （２）複写機 （３）ソフトウェア （４）携帯電話 （５）ファクシミリ （６）事務所内ＬＡＮ （７）キャビネット・書庫 （８）発電機 （９）簡易ポンプ	特定大規模災害等のあった日以前に所有していた機器等のうち、被災により使用不能となった機器等の入れ替えに要する費用。ただし、防災機能の強化など特殊な事情がある場合には、当該災害以前に所有していない機器等の購入に要する費用。
（１０）仮設事務所	特定大規模災害等により事務所の全部又は一部が損壊し、当該事務所では業務を再開できない場合に、仮設事務所の設置（リース及び賃貸を含む。）に要する費用。

別記

換地等技術向上研修における研修等一覧

1 新規担当者研修

(1) 研修の対象者

新規に換地事務を担当する地方連合会及び土地改良区等の職員又は既に換地事務を担当しているが換地事務に関する研修を未受講の職員

(2) 研修時間

48時間

(3) 研修課目

研 修 課 目	研 修 課 目
土地改良法	土地評価・清算
民法(総則、物権、相続)※	換地計画書作成
不動産登記法、土地改良登記令	調査事務(戸籍簿、住民票、登記簿調査)
戸籍法	国有地処理、行政界等変更
農地法、農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業の推進に関する法律	換地関係登記実務
換地理論	測量理論・実務(図面作成含む)

※財産管理制度等を含む。

2 換地計画実務研修

(1) 研修の対象者

換地事務に従事している換地技術者等

(2) 研修時間

30時間

(3) 研修課目

研 修 課 目	研 修 課 目
土地改良法	換地選定
換地理論	一時利用地指定
農業経営、農地集団化	換地関係登記実務
農村計画	河川法、道路法関係実務
非農用地換地手法	国有地処理実務
基礎調査	行政界等変更実務
財産管理制度等	行政不服審査法、行政事件訴訟法
換地設計基準	異議処理
土地評価・清算	測量理論(国土調査含む)、実務

3 換地委員等実務研修

(1) 研修の対象者

着工（予定）地区の換地委員（準備委員）、事業推進委員、土地改良区等の役員及び集落のリーダー等

(2) 研修時間

12時間

(3) 研修課目

研 修 課 目	研 修 課 目
土地改良法の概要(換地理論含む)	異議処理
換地事務処理	人間関係論
換地設計基準	農業経営基盤強化促進法の概要、農地中間管理事業の推進に関する法律の概要
換地選定	土地評価・清算実務

4 交換分合実務研修

(1) 研修の対象者

市町村、農業委員会及び土地改良区等の役職員等の交換分合実務担当者

(2) 研修時間

18時間

(3) 研修課目

研 修 課 目	研 修 課 目
土地改良法	交換分合計画作成実務
交換分合制度	交換分合登記申請実務
土地評価、清算実務	交換分合事例研究

5 交換分合実務講習

(1) 講習の対象者

交換分合実施予定地区の推進団体等の関係者

(2) 講習時間

6 時間

(3) 講習課目

講 習 課 目
交換分合制度の概要
交換分合事例

別紙様式第 6 号

定期診断指導対象土地改良施設調書

土地改良区等の名称				同左所在地				TEL		
種 目	種類	竣工 年度	施工 主体	管理受託 年月日	当該施設 の所在	構造 及び規模	数量	記事		

(記載要領)

- 1 「種目」欄には、例えばダム、頭首工、用水機、排水機、防潮水門、ため池、水路等の要領により記載する。
- 2 「種類」欄には、種目にしたがって〇〇ダム、△△頭首工、第〇号用水機等の要領により記載する。
- 3 「竣工年度」欄には、種類ごとの竣工年度を記載する。
- 4 「施工主体」欄には、種類ごとの施工主体を記載する。
- 5 「管理受託年月日」欄には、当該土地改良区等以外の施工主体が造成した施設を受託管理している場合において、その管理受託の年月日を記載する。
- 6 「当該施設の所在」欄には、種類ごとの所在を記載する。
- 7 「構造及び規模」欄には、種類ごとの構造及び規模をできるだけ具体的に記載する。
- 8 「数量」欄には、種類ごとに数量(例えば、水路延長 2,000m 等)を記載する。
- 9 「記事」欄には、種類ごとの診断業務を行うに当たって参考となる事項を記載する。

別紙様式第7号

土地改良施設の診断・管理指導申込書

年 月 日

〇〇都道府県土地改良事業団体連合会
土地改良施設診断・管理指導業務部署 御中

所在地
団体名
代表者名

当〇〇〇（団体名）が管理している土地改良施設について、貴連合会による診断・管理指導を受けたいので、下記のとおり申し込みます。

記

1 診断・管理指導を希望する土地改良施設の内容等

種 目	種 類	竣 功 年 度	当該施設の所在	構造及び 規 模	数 量

2 診断・管理指導の希望時期

〇月〇旬を希望する。

3 その他（管理専門指導員が診断・管理指導を行う上で参考となる事項）

受付月日	受付番号	処 理

（記載要領）

- 「種目」欄には、水路、樋門等の要領により記載する。
- 「種類」欄には、幹線水路等の要領により記載する。
- 「竣工年度」欄には、種類ごとの竣工年度を記載する。
- 「当該施設の所在」欄には、種類ごとの所在を記載する。
- 「構造及び規模」欄には、種類ごとの構造及び規模（例えば、3面コンクリート張水路、幅員3m等）を記載する。
- 「数量」欄には、種類ごとに数量（例えば、水路延長2,000m等）を記載する。

別紙様式第 8 号

土地改良施設の診断・管理指導結果調書

1 診断・管理指導及び対象施設の概要

土地改良区等名			
種 目		種 類	
区 分	定 期 ・ 要 請	診断年月日	年 月 日
診断者氏名		立会人・職・氏名	

(記載要領)

- 1 「種目」欄には、例えば、ダム、頭首工、用水機、排水機等を記載する。
- 2 「種類」欄には、種目に従って、〇〇ダム、△△頭首工等を記載する。
- 3 「区分」欄には、「定期」又は「要請」のいずれかを○で囲むこと。

2 施設別診断・管理指導所見

診断・管理指導項目	所 見

(記載要領)

- 1 「診断・管理指導項目」欄には、種類ごとに、管理専門指導員が行った具体的な診断の内容について、別添の「土地改良施設診断の評価基準」の評価基準の区分に従い記載する。
- 2 「所見」欄には、診断・管理指導項目ごとに、別添の「土地改良施設診断の評価基準」の評価基準の区分に従い、その留意、改善すべき事項及び評価点に基づく緊急度（k 1～k 4）等を記載する。

3 総合所見

--

(記載要領)

当該土地改良区等の土地改良施設の管理方法について、総合的な所見(留意、改善すべき事項等)を記載する。

別紙様式第 38 号

〇〇年度土地改良区機能強化支援事業補助金交付決定前着手届

〇〇農政局長 殿

(事業主体名) 〇〇〇〇

土地改良区機能強化支援事業実施要領第 8 の規定に基づき、土地改良区機能強化支援事業のうち別添の事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので、着手届を提出する。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天変地異等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業主体が負担すること。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 着手から補助金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

事業の内容	着手予定年月日	完了予定年月日	理 由

別紙様式第 48 号

○年度施設・財務管理強化対策実績報告書

○○都道府県土地改良事業団体連合会

1 管理運営体制強化委員会

(1) 委員会の構成

氏 名	所属及び役職名

(2) 開催状況等

区 分	開催年月日	出 席 状 況	検 討 項 目 等
第○回目		出席○名、欠席○名	

2 土地改良施設の診断・管理指導

(1) 土地改良施設の診断・管理指導に従事した管理専門指導員の氏名及び所属

氏 名	所属及び役職名

(2) 診断・管理指導内容等

土地改良 区 等 名	対象施設 の 種 目	診断事項	指導内容	指導の時期 (月日～月日)	定期診断指導又は 要請診断指導の別
計				延日数	

注：1 都道府県から地方農政局（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局、北海道にあっては農村振興局）への報告にあたっては、上表のほか別記付表の集計表を添付すること。

2 「延日数」とは、現地における診断・管理指導に要した延日数であって、内業に要した日数は含まない。

別記付表

区 分	診断・管理指導土地改良区等数					診断・管理指導施設数						指導延日数	備 考
	改良区	農協			計	ダ ム	頭首工	揚水機			計		
定期診断指導													
要請診断指導													
計													

注：「延日数」とは、現地における診断・管理指導に要した延日数であって、内業に要した日数は含まない。

3 土地改良区の経営診断・改善指導

(1) 経営診断

土地改良区 (連合)	指導回数	指導実施者(人)			備考
		会計指導員	地方連合会	合計	

(2) 改善指導

土地改良区 (連合)	指導回数	指導実施者(人)			備考
		会計指導員	地方連合会	合計	

注：1 表の1行につき、1土地改良区に対する経営診断・改善指導の実績について記載する。

2 「指導回数」欄には、1土地改良区当たりの指導の回数をそれぞれ記載する。

3 「指導実施者」欄には、表の区分ごとに、指導に当たった延べ人数を記載する。なお、「地方連合会」欄には、会計指導員の資格を有しない地方連合会の職員について記載する。

4 施設・財務管理強化相談業務

(1) 相談指導員等

所 属	氏 名

(2) 専門家の委嘱

区 分	氏 名

注：「区分」欄には、委嘱した専門家の区分（弁護士、公認会計士等）を記載する。

(3) 相談対応回数

回

(4) 相談事案別件数

事 案 分 類	件 数	処理方法（最終処理）			備 考
		文書回答	面接	現地指導	
	件	件	件	件	

分類例：①土地改良事業に関する苦情・紛争への対応、②土地改良事業計画の作成・工事実施に関する指導、③事業主体の組織運営上の指導、④土地改良施設の管理に関する指導、⑤農業水利に関する指導、⑥土地改良法令に関する指導、⑦換地処分その他農用地集団化に関する指導、⑧複式簿記会計、⑨指導監査の導入、⑩非補助土改良事業の推進活動、⑪その他、等

(5) 相談事案別相談者別件数

事 案 分 類	改良区	市町村	農 協	数人共同施行	個 人	その他	計
	件	件	件	件	件	件	件

注：事案分類は（４）の分類と同じ分類とすること。

5 非補助土地改良事業推進支援

(1) 研修会・担当者会議

ア 担当者研修会

主たる研修会名	開催月日	開催場所	研修テーマ	参加者数等		備考
				改良区数	人数	

イ 担当者会議

主たる会議名	開催月日	開催場所	議題(テーマ)	参加者数等		備考
				改良区数	人数	

(2) 現地推進指導活動

区 分	実 施 年月日	実施テーマ	同行 者数	巡回指導対象先名称	
					国県営事業地区該当の有無
第 回 目			名		
第 回 目			名		
第 回 目			名		

同行者の所属組織の名称	
-------------	--

(3) その他の推進指導活動

実 施 年月日	手 法	具体的内容	対 象 先

別紙様式第 55 号

○年度施設管理研修（管理専門指導員研修及び整備補修事例検討会）実施結果報告書

（事業主体名）○○○○

1. 管理専門指導員研修

開催月日	開催場所	講 義 内		参 加 者 数					備 考
		課 目	時間数	土地改良事業 団体連合会	土地改良区	都道府県	市町村	その他	

（注）「参加者数」欄の「その他」に該当する場合は、備考欄に所属を記載するものとする。

2. 土地改良施設の整備補修事例検討会の開催

ブロック名	開催月日	開催場所	参 加 者 数				選定事例及び 検 討 内 容	備 考
			国	土地改良事業 団体連合会	その他	計		

（注）「検討項目」欄には、都道府県から選定した土地改良施設の整備補修事例及び診断・管理指導の技術の共有化を図るべきとした事例について記載するものとする。

別添(第4の1の(2)のオの(ウ))

土地改良施設診断の評価基準

目 次

I. 適用区分等	I-55
1. 施設の分類	I-55
2. 評価方法	I-55
3. 各施設の評価基準の適用	I-56
4. 各評価区分ごとの評価点と整備補修の緊急度の関係	I-57
II. 各施設の評価基準	I-58
1. 水路	I-58
(1) 開水路(フルーム水路)の評価基準	I-58
(2) その他水路(矢板水路、柵渠水路)の評価基準	I-59
(3) その他水路(石積み、ブロック水路)の評価基準	I-59
(4) その他水路(ライニング水路)の評価基準	I-60
(5) 管水路(パイプライン)の評価基準	I-61
2. 頭首工、樋(水)門	I-62
頭首工(樋(水)門含む。)の評価基準	I-62
3. 用排水機場	I-63
(1) 用排水機場の評価基準	I-63
(2) 建屋・土木構造物の評価基準	I-65
4. ため池・アースダム、コンクリートダム	I-66
(1) ため池・アースダムの評価基準	I-66
(2) コンクリートダムの評価基準	I-67
5. ゲート	I-68
(1) 油圧式ゲートの評価基準	I-68
(2) 鋼製ゲートの評価基準	I-69
(3) ゴム引布製起伏堰の評価基準	I-70
6. 各施設共通	I-71
(1) 鉄筋コンクリート構造物の評価基準	I-71
(2) 無筋コンクリート構造物の評価基準	I-71
(3) 電気設備の評価基準	I-72
(4) 塗装塗膜劣化の評価基準	I-73
(5) 水管理制御設備の評価基準	I-74
(6) ディーゼル機関の評価基準	I-75
(7) 除塵機の評価基準	I-76

I. 適用区分等

1. 施設の分類

(1) 土木構造物

鉄筋コンクリート・無筋コンクリート・石積み等で造られた構造物（用排水路、ダム、頭首工、水門の門柱等）。ため池、管水路、土水路、揚水機場の建屋を含む。
ただし、ゲート類、弁類等の機械施設及び受電盤、操作盤等の電気設備は除く。

(2) 機械施設

ポンプ、電動機、ディーゼル機関、空気圧縮機、除塵機（スクリーンを含む）、ゲート類（開閉装置含む）、弁类等

(3) 電気設備

受電盤、配電設備、操作盤、制御盤等。
T C・T M等の通信通報用設備

(4) 管理施設及び安全施設

管理橋、歩廊、階段工、防塵ネット等
手摺り、防護柵等の安全施設、水位計、流量計等の観測施設を含む。

2. 評価方法

用排水機場、ダム、頭首工等ほとんどの農業水利施設は、コンクリート構造物、機械施設、電気設備等の複合体であるので、評価はコンクリート構造物、機械施設、電気設備等に分類しそれぞれ行う。

3. 各施設の評価基準の適用

(1) 水路

- 1) 開水路(フルーム水路) の評価基準
- 2) その他水路(矢板水路、柵渠水路) の評価基準
- 3) その他水路(石積み、ブロック水路) の評価基準
- 4) その他水路(ライニング水路) の評価基準
- 5) 管水路(パイプライン) の評価基準
- 6) 各施設共通の評価基準

(2) 頭首工、樋(水)門

- 1) 頭首工(樋(水)門含む) の評価基準
- 2) 各施設共通の評価基準

(3) 用排水機場

- 1) 用排水機場の評価基準
- 2) 建屋・土木構造物の評価基準
- 3) 各施設共通の評価基準

(4) コンクリートダム、ため池・アースダムの評価基準

- 1) ため池・アースダムの評価基準
- 2) コンクリートダムの評価基準
- 3) 各施設共通の評価基準

(5) 各施設共通

- 1) 鉄筋コンクリート構造物の評価基準
- 2) 無筋コンクリート構造物の評価基準
- 3) 電気設備の評価基準
- 4) ゲートの評価基準
- 5) 塗装塗膜劣化の評価基準
- 6) 水管理制御設備の評価基準
- 7) ディーゼル機関の評価基準
- 8) 除塵機の評価基準

(6) その他留意事項

施設の状態を評価するにあたって、次の事項についても勘案する。

- ① 施設築造からの経過年数
- ② 漏水、事故歴
- ③ 補修履歴
- ④ 点検整備計画(定期点検か)
- ⑤ ポンプ等のメーカー及び電気主任技術者の改善指示
- ⑥ 補修材の有無(保管期間内か)
- ⑦ 事故による影響度(農業、農業以外)
- ⑧ ポンプ等製造メーカーの点検記録

4. 各評価区分ごとの評価点と整備補修の緊急度の関係

ダム、ため池、頭首工、水路等の工種について、各部位ごとに「評価基準」に従い施設の評価を行うこととするが、この「評価基準」に定めのない施設または部位を評価する場合は、本評価基準に準じて適宜評価を行うものとする。

また、評価点に応じて緊急度を以下の4段階に区分するものとする。

(評価点と緊急度の関係)

評価点	緊急度	左の内容
6	緊急度重大(k1)	機能低下が著しく、早急に整備補修を要するもの
4	緊急度 大(k2)	機能低下が見られ、整備補修の検討を要するもの
2	緊急度 中(k3)	経年的な機能低下傾向にあり、計画的な整備補修の検討を要するもの
0	緊急度 小(k4)	運用上支障はないが機能低下の兆候も出てきており、経過の観察を要するもの

Ⅱ．各施設の評価基準

1．水路

(1) 開水路（フルーム水路）の評価基準

区分	評価基準	k4 0点	k3 2点	k2 4点	k1 6点
水路 本体	① 最大ひび割れ幅	0.2mm未満	0.2～1.0mm	1.0mm以上	k2に該当するものが全体的
	② ひび割れ規模	—	—	0.2mm以上のひび割れ密度が50cm/m ² 以上	k2に該当するものが全体的
	③ ひび割れからの付随物、漏水	なし	—	錆汁、滲出し、漏水跡、滴水	流水、噴水
	④ コンクリートの浮き、剥離・剥落、欠損	なし	局所的	部分的	全体的
	⑤ コンクリートの摩耗・すりへり	細骨材露出	粗骨材露出	粗骨材剥落	—
	⑥ コンクリートの圧縮強度	21N/mm ² 以上	21～15N/mm ²	15N/mm ² 未満	—
	⑦ 目地の開き、段差、破損	なし	局所的	部分的	全体的
	⑧ 鉄筋の露出	なし	局所的	部分的	全体的
	⑨ 水路の変形、歪み、沈下、浮き上り、蛇行	なし	局所的	部分的	全体的
	⑩ 凍害の有無	なし	局所的	部分的	全体的
	⑪ 土砂の堆積	なし	局所的	—	堆積により取水に支障
周辺 地盤	① 背面土の空洞化、周辺地盤の陥没・ひび割れ	なし	局所的	部分的	全体的
	② 法崩れ、盛土カ所の沈下	なし	局所的	部分的	全体的
取水 分水 施設	① 構造物の沈下、亀裂・損傷	なし	局所的	部分的	全体的
	② ゲートの損傷等	ゲートの評価基準による			
	③ 電気設備	電気設備の評価基準による			
	④ 除塵設備	除塵機の評価基準による			
安全 施設	① フェンス等防護柵の欠損	なし	局所的	部分的	全体的
事故 歴等	① 施設築造からの経過年数	—	—	40年以上	—
	② 漏水、事故歴	なし	—	—	あり
	③ 事故による影響（農業、農産物以外）	なし	—	—	あり

注1) 局所的とは、全体の10%未満で施設の当該変状が生じている状態。部分的とは全体の10%～50%未満を示し、全体的とは全体の50%以上を示す。

注2) 塗装、塗替えを必要とするゲート等の鋼材設備の評価は、「塗装塗膜劣化の評価基準」による。

(2) その他水路（矢板水路、柵渠水路）の評価基準

区分	評価基準	k4 0点	k3 2点	k2 4点	k1 6点
水路 本体	① 鋼矢板の腐食	表面的	剥離あり	開孔あり	—
	② 柵渠の折れ・はずれ コンクリート矢板の折れ・破損	なし	局所的	部分的	全体的
	③ 矢板、柵渠の沈下またはズレ	なし	5cm未満	5cm以上、変位 が部分的	5cm以上、変位 が全体的
	④ 矢板、柵渠の傾き、亀裂・損傷	なし	局所的	部分的	全体的
	⑤ 切梁、腹起こしのはずれ、損傷	なし	局所的	部分的	全体的
	⑥ 側壁からの漏水・湧水、土砂の吸出し	なし	局所的	部分的	全体的
	⑦ 水路底面の侵食・洗掘、矢板の露出	なし	局所的	部分的	全体的
	⑧ 土砂の堆積	なし	局所的	—	堆積により取水 に支障
	⑨ 目地の開き、段差	なし	局所的	部分的	全体的
周辺 地盤	① 背面土の空洞化、周辺地盤の陥没・ひび割れ	なし	局所的	部分的	全体的
	② 法崩れ、盛土カ所の沈下	なし	局所的	部分的	全体的
取水 分水 施設	① 構造物の沈下、亀裂・損傷	なし	局所的	部分的	全体的
	② ゲートの損傷等	ゲートの評価基準による			
	③ 電気設備	電気設備の評価基準による			
	④ 除塵設備	除塵機の評価基準による			
安全 施設	① フェンス等防護柵の欠損	なし	局所的	部分的	全体的
事故 歴等	① 施設築造からの経過年数	—	—	30年以上	—
	② 漏水、事故歴	なし	—	—	あり
	③ 事故による影響（農業、農業以外）	なし	—	—	あり

注1) 局所的とは、全体の10%未満で施設の当該変状が生じている状態。部分的とは全体の10%～50%未満を示し、全体的とは全体の50%以上を示す。

注2) 塗装、塗替えを必要とするゲート等の鋼材設備の評価は、「塗装塗膜劣化の評価基準」による。

(3) その他水路（石積み、ブロック水路）の評価基準

区分	評価基準	k4 0点	k3 2点	k2 4点	k1 6点
水路 本体	① ブロックのズレ・緩み・崩落	なし	局所的	部分的	全体的
	② ブロックの滑動・転倒（傾斜）・はらみ	なし	局所的	部分的	全体的
	③ 側壁からの漏水・湧水、土砂の吸出し	なし	局所的	部分的	全体的
	④ 不同沈下、背面空洞化	なし	局所的	部分的	全体的
	⑤ 水路底面の侵食・洗掘	なし	局所的	部分的	全体的
	⑥ 土砂の堆積	なし	局所的	—	堆積により取水 に支障
	⑦ 目地の開き、段差	なし	局所的	部分的	全体的
周辺 地盤	① 背面土の空洞化、周辺地盤の陥没・ひび割れ	なし	局所的	部分的	全体的
	② 法崩れ、盛土カ所の沈下	なし	局所的	部分的	全体的
取水 分水 施設	① 構造物の沈下、亀裂・損傷	なし	局所的	部分的	全体的
	② ゲートの損傷等	ゲートの評価基準による			
	③ 電気設備	電気設備の評価基準による			
	④ 除塵設備	除塵機の評価基準による			
安全 施設	① フェンス等防護柵の欠損	なし	局所的	部分的	全体的
事故 歴等	① 施設築造からの経過年数	—	—	30年以上	—
	② 漏水、事故歴	なし	—	—	あり
	③ 事故による影響（農業、農業以外）	なし	—	—	あり

注1) 局所的とは、全体の10%未満で施設の当該変状が生じている状態。部分的とは全体の10%～50%未満を示し、全体的とは全体の50%以上を示す。

注2) 塗装、塗替えを必要とするゲート等の鋼材設備の評価は、「塗装塗膜劣化の評価基準」による。

(4) その他水路（ライニング水路）の評価基準

区分	評価基準	k4 0点	k3 2点	k2 4点	k1 6点
水路 本体	① コンクリート部材のひび割れ、剥離、損傷	なし	局所的	部分的	全体的
	② 法面の沈下・変形	なし	局所的	部分的	—
	③ コンクリートライニングの割れ、剥がれ、パネルのズレ・緩み・欠損	なし	局所的	部分的	全体的
	④ 漏水・湧水	なし	—	漏水痕、滲出し、滴水	流水、噴水
	⑤ 水路底面の浮き上がり	なし	局所的	部分的	全体的
	⑥ 土砂の堆積	なし	局所的	—	堆積により取水に支障
	⑦ 目地の開き、段差	なし	局所的	部分的	全体的
周辺 地盤	① 背面土の空洞化、周辺地盤の陥没・ひび割れ	なし	局所的	部分的	全体的
	② 法崩れ、盛土カ所の沈下	なし	局所的	部分的	全体的
取水 分水 施設	① 構造物の沈下、亀裂・損傷	なし	局所的	部分的	全体的
	② ゲートの損傷等	ゲートの評価基準による			
	③ 電気設備	電気設備の評価基準による			
	④ 除塵設備	除塵機の評価基準による			
安全 施設	① フェンス等防護柵の欠損	なし	局所的	部分的	全体的
事故 歴等	① 施設築造からの経過年数	—	—	40年以上	—
	② 漏水、事故歴	なし	—	—	あり
	③ 事故による影響（農業、農業以外）	なし	—	—	あり

注1) 局所的とは、全体の10%未満で施設の当該変状が生じている状態。部分的とは全体の10%～50%未満を示し、全体的とは全体の50%以上を示す。

注2) 塗装、塗替えを必要とするゲート等の鋼材設備の評価は、「塗装塗膜劣化の評価基準」による。

(5) 管水路（パイプライン）の評価基準

区分	評価基準	k4 0点	k3 2点	k2 4点	k1 6点
管 体 埋設部	① 漏水、漏水痕（管上地盤）	なし	－	漏水痕がある	滲出しがある
	② 管上地盤のひび割れ、陥没	なし	局所的	部分的	－
管 体 露出部	① 管本体のたわみ、変形、損傷	なし	－	損傷がある	－
	② 管本体からの漏水	なし	－	－	漏水がある
	③ 管継ぎ手の離脱、損傷	なし	－	損傷がある	離脱している
	④ 管継ぎ手からの漏水	なし	－	－	漏水がある
弁類	① 損傷、摩耗	なし	錆がある	損傷がある	－
	② 異常音、振動	なし	－	異常な振動がある	－
	③ 接合部からの漏水	なし	－	－	漏水がある
計器類	① 圧力計、流量計	規定の圧力 （流量）	－	－	動作、表示が 異常である
調 整 水槽等	① 調整水槽のひび割れ、亀裂	なし	局所的	部分的	全体的
	② 調整水槽の漏水	なし	－	－	漏水がある
	③ フロートデスクバルブの動作	正常	動作がにぶい	－	作動しない
	④ フェンス等防護柵の欠損	なし	局所的	部分的	全体的
コンクリート 構造物	① 鉄筋コンクリートの欠損等	「鉄筋コンクリート構造物の評価基準」による			
	② 無筋コンクリートの欠損等	「無筋コンクリート構造物の評価基準」による			
事故 歴等	① 施設築造からの経過年数	－	－	40年以上	－
	② 漏水、事故歴	なし	－	－	あり
	③ 事故による影響（農業、農業以外）	なし	－	－	あり

注1) 局所的とは、全体の10%未満で施設の当該変状が生じている状態。部分的とは全体の10%～50%未満を示し、全体的とは全体の50%以上を示す。

注2) 塗装、塗替えを必要とする仕切弁、外蓋等の鋼材設備の評価は、「塗装塗膜劣化の評価基準」による。

2. 頭首工(樋(水)門含む)の評価基準

区分	評価基準	k4 0点	k3 2点	k2 4点	k1 6点
護床工	① ブロックの沈下、流出	なし	沈下些少	一部流出あり	流出により洗掘の恐れあり
	② 下流河床の洗掘	なし	局所的	部分的	全体的
取入口	① 網場、スクリーンの変形、腐食	なし	局所的	部分的	全体的
	② 土砂の堆積	なし	局所的	—	堆積により取水に支障
護岸工	① ブロック等の張出し、抜落ち	なし	局所的	部分的	全体的
管理施設	① 管理棟の変形、損傷	なし	局所的	部分的	全体的
	② 通信・電気設備の表示、作動	異常なし	—	—	動作、表示が異常である
	③ 観測施設(水位計、流量計)の表示、作動	異常なし	—	—	動作、表示が異常である
	④ 階段工コンクリート等の破損	なし	局所的	部分的	全体的
	⑤ 防護柵等の腐食、破損	なし	局所的	部分的	全体的
コンクリート 構造物	① 鉄筋コンクリートの欠損等	「鉄筋コンクリート構造物の評価基準」による			
	② 無筋コンクリートの欠損等	「無筋コンクリート構造物の評価基準」による			
ゲート 設備	① 扉体、戸当りの損傷等	「ゲートの評価基準」による			
	② 開閉装置の異常等				
電気設備	① 動力盤、機側操作盤等	「電気設備の評価基準」による			
事故歴等	① 施設築造からの経過年数	—	—	40年以上	—
	② 漏水、事故歴	なし	—	—	あり
	③ 事故による影響(農業、農業以外)	なし	—	—	あり

注1) 局所的とは、全体の10%未満で施設の当該変状が生じている状態。部分的とは全体の10%～50%未満を示し、全体的とは全体の50%以上を示す。

注2) 塗装、塗替えを必要とするゲート等の鋼材設備の評価は、「塗装塗膜劣化の評価基準」による。

3. 用排水機場

(1) 用排水機場の評価基準(1/2)

区分	評価基準	k4 0点	k3 2点	k2 4点	k1 6点
主 ボ ン プ	① ケーシング（外観）	錆、損傷、塗装の剥がれなし	錆、塗装の剥がれあり	損傷がある	—
	② 主軸、羽根車等（回転体）	手動で軽く回転する	—	手動で円滑に回転しない	—
	③ 軸受振動（C P 側、反 C P 側）	軽微	—	—	通常より異常な振動
	④ 軸受温度（C P 側、反 C P 側）	周囲温度+40度以下	—	—	周囲温度+40度を超える
	⑤ 圧力計、流量計	規定の圧力（流量）である	—	—	動作、表示が異常である
	⑥ グランド部（運転中）	少量の封水が外に出ている	封水が外に出ている	高温になっている	煙が出ている
	⑦ 満水時間	通常時間で満水となる	通常より時間がかかる	通常より大幅に時間がかかる	—
	⑧ 運転音	異常音なし	—	—	キャビテーションの発生等危険な異常音がある
	⑨ 揚水量の低下	低下はなし	低下はあるが用水に支障は無い	—	低下により用水に支障が出ている
	⑩ 水漏れ、油漏れ	なし	水（油）漏れ跡がある	—	異常な水（油）漏れがある
電 動 機	① ケーシング・固定子（外観）	錆、損傷、塗装の剥がれなし	塗装の剥がれ、錆発生あり	温度上昇限度以上である	絶縁抵抗が1MΩ以下である
	② 軸受振動（C P 側、反 C P 側）	軽微	—	—	通常より異常な振動
	③ 軸受温度（C P 側、反 C P 側）	周囲温度+40度以下	—	—	周囲温度+40度を超える
	④ 運転音	異常音なし	—	—	異常音や焦げ臭い臭気がする
	⑤ 電圧計・電流計の作動及び表示	規定の電圧（電流）である	—	—	動作、表示が異常である
補 機	① ストレーナー	錆、損傷、塗装の剥がれなし	錆、塗装の剥がれあり	作動不良がある	著しい損傷がある
	② 給・封水ポンプ	軽く回転	—	回転が重い	—
	③ 真空ポンプ	軽く回転	—	回転が重い	—
	④ 場内排水ポンプ	異常なし	腐食がある	排水能力が低下している	自動運転ができない状態
	⑤ 圧力タンク	塗膜の劣化、漏れがない	塗膜の劣化がある	全体に腐食がある	漏れがある

(1) 用排水機場の評価基準(2/2)

区分	評価基準		A 0点	B 2点	C 4点	D 6点
弁 類	①	吸気用弁（電磁・電動） 注水用弁（電磁・電動）	漏れ、錆、腐食、作動に支障がない	錆がある	異常音がある	漏れがある、作動に支障がある
	②	吐出弁（仕切弁・蝶形弁、コンローラー）	漏れ、錆、腐食、作動に支障がない	錆がある	異常音がある	漏れがある、作動に支障がある
	③	逆止弁	漏れ、錆、腐食、作動に支障がない	錆がある	異常音がある	漏れがある、作動に支障がある
管 類	①	主配管（給水管・吐出管）	錆、腐食、漏水がない	錆がある	全体に腐食がある	穴等の損傷、漏水がある
	②	小配管（真空・封水）	錆、腐食、漏水がない	錆がある	全体に腐食がある	穴等の損傷、漏水がある
減 速 機	①	軸受振動（入力側、出力側）	軽微	—	—	通常より異常な振動
	②	運転音	異常音なし	—	—	異常音や焦げ臭い臭気がある
	③	油漏れ	なし	油漏れ跡がある	—	異常な油漏れがある
吸水槽	①	土砂の堆積	なし	局所的	—	堆積により取水に支障
建屋	①	屋根、外壁	「建屋・土木構造物の評価基準」による			
ゲート 設備	①	扉体、戸当りの損傷等	「ゲートの評価基準」による			
	②	開閉装置の異常等				
電気設備	①	動力盤、機側操作盤等	「電気設備の評価基準」による			
事故 歴 等	①	新設又は前回オーバーホールからの運転時間	—	—	10,000～20,000時間	20,000時間以上
	②	漏水、事故歴	なし	—	—	あり
	③	点検整備計画	—	—	定期的	—
	④	交換部品の有無	あり	—	—	なし
	⑤	ポンプ等メーカーの改善指示	なし	—	放置すると運転不可の恐れあり	早急に改善すること
	⑥	事故による影響（農業、農業以外）	なし	—	—	あり

注1) 局所的とは、全体の10%未満で施設の当該変状が生じている状態。部分的とは全体の10%～50%未満を示し、全体的とは全体の50%以上を示す。

注2) 塗装、塗替えを必要とするゲート等の鋼材設備の評価は、「塗装塗膜劣化の評価基準」による。

(2) 建屋・土木構造物の評価基準

区分	評価基準	k4 0点	k3 2点	k2 4点	k1 6点
土木構造物	① 最大ひび割れ幅	0.2mm未満	0.2～1.0mm	1.0mm以上	k2に該当するものが全体的
	② ひび割れ規模	—	—	0.2mm以上のひび割れ密度が50cm/m ² 以上	k2に該当するものが全体的
	③ ひび割れからの付随物、漏水	なし	—	ひび割れからの錆汁、漏水の滲だしあり	ひび割れからの錆汁、流水、噴水あり
	④ コンクリートの浮き、剥離・剥落	なし	局所的	部分的	全体的
	⑤ 摩耗・すりへり	細骨材露出	粗骨材露出	粗骨材剥落	—
	⑥ 圧縮強度	21N/mm ² 以上	21～15N/mm ²	15N/mm ² 未満	—
	⑦ 目地の開き、段差	なし	局所的	部分的	全体的
	⑧ 鉄筋の露出	なし	局所的	部分的	全体的
	⑨ 構造物の変形、歪み、沈下、蛇行	なし	局所的	部分的	全体的
	⑩ コンクリートの欠損	なし	局所的	部分的	全体的
	⑪ 凍害の有無	なし	局所的	部分的	全体的
	⑫ 背面土の空洞化、周辺地盤の陥没・ひび割れ	なし	局所的	部分的	全体的
建屋	① 建屋の柱・梁（RC構造）のひび割れ	なし	—	多数のひび割れがある	構造ひび割れがある
	② 外壁、内壁、屋根の防水材の捲り・剥離	なし	局所的	部分的	全体的
	③ 外壁、内壁、屋根の防水材からの漏水	なし	—	漏水跡、滲出し、滴水	—
	④ 外壁、内壁、屋根の目地の開き	なし	局所的	部分的	全体的
	⑤ 外壁、内壁、屋根の目地からの漏水	なし	—	漏水跡、滲出し、滴水	—
	⑥ 出入口ドア、シャッターの開閉、破損	異常なし	—	損傷がある	—

注) 局所的とは、全体の10%未満で施設の当該変状が生じている状態。部分的とは全体の10%～50%未満を示し、全体的とは全体の50%以上を示す。

4. ため池・アースダム、コンクリートダムの評価基準

(1) ため池・アースダムの評価基準

区分	評価基準	k4 0点	k3 2点	k2 4点	k1 6点
堤池 体敷	① 上流法面の洗掘・浸食	なし	局所的	部分的	全体的
	② 下流法面の亀裂、崩落	なし	局所的	部分的	全体的
	③ 法面保護工の崩落、不陸	なし	局所的	部分的	全体的
	④ 堤体天端の沈下	なし	沈下はあるが安定している	—	著しい沈下で貯水に影響
	⑤ 漏水	なし	水漏れがあるが些少	60 $\frac{\text{mm}}{\text{min}}/100\text{m}$ に近い漏水	60 $\frac{\text{mm}}{\text{min}}/100\text{m}$ 以上の漏水
	⑥ 土砂の堆積	なし	局所的	—	堆積により貯水・取水に支障
取水施設	① 取水塔・斜樋の損傷	なし	局所的	部分的	全体的
	② 底樋栓の損傷、変形、漏水	なし	—	損傷あり	漏水がある
余水吐放流設備	① 余水吐越流部の破損	なし	局所的	部分的	全体的
	② 余水吐放流部の損傷	なし	局所的	部分的	全体的
	③ 放流バルブの損傷、変形	なし	—	損傷あり	—
	④ 放流警報装置の作動	異常なし	—	—	作動しない
管理施設	① 管理棟の変形、損傷	なし	局所的	部分的	全体的
	② 通信設備の表示、作動	異常なし	—	—	動作、表示が異常である
	③ 観測施設(水位計、流量計)の表示、作動	異常なし	—	—	動作、表示が異常である
	④ 階段工コンクリート等の破損	なし	局所的	部分的	全体的
	⑤ 防護柵等の腐食、破損	なし	局所的	部分的	全体的
コンクリート構造物	① 鉄筋コンクリートの欠損等	「鉄筋コンクリート構造物の評価基準」による			
	② 無筋コンクリートの欠損等	「無筋コンクリート構造物の評価基準」による			
ゲート設備	① 扉体、戸当りの損傷等	「ゲートの評価基準」による			
	② 開閉装置の異常等				
電気設備	① 動力盤、機側操作盤等	「電気設備の評価基準」による			
事故歴等	① 施設築造からの経過年数	—	—	80年以上	—
	② 漏水、事故歴	なし	—	—	あり
	③ 事故による影響（農業、農業以外）	なし	—	—	あり

注1) 局所的とは、全体の10%未満で施設の当該変状が生じている状態。部分的とは全体の10%～50%未満を示し、全体的とは全体の50%以上を示す。

注2) 塗装、塗替えを必要とするゲート等の鋼材設備の評価は、「塗装塗膜劣化の評価基準」による。

(2) コンクリートダムの評価基準

区分	評価基準		k4 0点	k3 2点	k2 4点	k1 6点
池敷及び 堤体周辺	①	堤体周辺法面の亀裂、崩落	なし	局所的	部分的	全体的
	②	土砂の堆積	なし	局所的	—	堆積により貯水・取水に支障
取水施設	①	取水塔、スクリーンの損傷	なし	局所的	部分的	全体的
	②	導水管の損傷	なし	局所的	部分的	全体的
洪水吐 放流設備	①	取付水路の損傷	なし	局所的	部分的	全体的
	②	放流バルブの損傷・変形	なし	—	損傷あり	—
	③	放流警報装置の作動	異常なし	—	—	作動しない
操作設備 管理設備	①	操作、観測施設(水位計、流量計)の表示、作動	異常なし	—	—	動作、表示が異常である
	②	制御処理設備表示、作動	異常なし	—	—	動作、表示が異常である
	③	通信設備の表示、作動	異常なし	—	—	動作、表示が異常である
	④	防護柵等の腐食、破損	なし	局所的	部分的	全体的
	⑤	流木防止ネットの損傷	なし	局所的	部分的	—
コンクリート 構造物	①	鉄筋コンクリートの欠損等	「鉄筋コンクリート構造物の評価基準」による			
	②	無筋コンクリートの欠損等	「無筋コンクリート構造物の評価基準」による			
ゲート 設備	①	扉体、戸当りの損傷等	「ゲートの評価基準」による			
	②	開閉装置の異常等				
電気設備	①	動力盤、機側操作盤等	「電気設備の評価基準」による			
事故歴等	①	施設築造からの経過年数	—	—	80年以上	—
	②	漏水、事故歴	なし	—	—	あり
	③	事故による影響（農業、農業以外）	なし	—	—	あり

注1) 局所的とは、全体の10%未満で施設の当該変状が生じている状態。部分的とは全体の10%～50%未満を示し、全体的とは全体の50%以上を示す。

注2) 塗装、塗替えを必要とする鋼材設備の評価は、「塗装塗膜劣化の評価基準」による。

5. ゲートの評価基準

(1) 油圧式ゲートの評価基準

区分	評価基準	k4 0点	k3 2点	k2 4点	k1 6点
扉 体	① 扉体全体（外観）	異常なし	錆、塗装の剥がれあり	損傷がある	異常な変形がある
	② 扉体全体（操作中の振動及び異常音）	異常音なし	—	—	異常音あり
	③ 水密ゴム	異常なし	押え金具に異常あり	ゴムが劣化	水漏れがある
	④ 戸当り（外観）	異常なし	錆がある	溶接のわれ、損傷がある	—
油 圧 シ リ ン ダ ー	① 油圧シリンダー（外観）	異常なし	錆がある	損傷がある	油漏れ、作動に支障がある
	② ラム	損傷はない	—	損傷がある	—
	③ 配管（形状、油漏れ）	異常なし	錆がある	—	全体に腐食がある 油漏れがある
油 圧 ユ ニ ツ ト	① ユニット配管	異常なし	錆がある	—	全体に腐食がある 油漏れがある
	② 圧力計 開度計	計器指示が正常	計器指示不良	—	—
	③ 制御バルブ	操作に支障はない	—	—	開閉操作が支障がある
	④ 油圧ポンプ 手動ポンプ	異常なし	錆、塗装の剥がれあり	損傷がある	油漏れ、作動に支障がある
	⑤ エンジン モーター	異常音なし	—	—	異常音あり
起 伏 堰	自 動 倒 伏 装 置	異常なし	—	損傷がある	正常に作動しない
安全 施設	転落防護柵等	腐食、破損なし	錆がある	—	腐食、破損がある
電気 設備	動力盤、機側操作盤等	「電気設備の評価基準」による			

注) コンクリート構造物の評価は、「鉄筋コンクリート構造物及び無筋コンクリート構造物の評価基準」による。

(2) 鋼製ゲートの評価基準

区分	評価基準	k4 0点	k3 2点	k2 4点	k1 6点
扉 体	① 扉体全体（外観）	異常なし	錆、塗装の剥がれあり	損傷がある	異常な変形がある
	② 扉体全体（片吊り）	正常である	—	片吊りがある	—
	③ 水密ゴム	異常なし	押え金具に異常あり	ゴムが劣化	水漏れがある
	④ 摺動板、ガイド金物、水密板	摩耗、損傷はない	—	損傷がある	—
	⑤ 戸当り（外観）	異常なし	錆がある	溶接のわれ、損傷がある	—
開 閉 装 置	① 捲上機（外観）	異常なし	錆、塗装の剥がれあり	損傷がある	—
	② 捲上機（作動状況）	異常なし	グリースの硬化 油漏れがある	円滑に作動しない	—
	③ ワイヤロープ、スピンドル、ラック棒	異常なし	錆がある	損傷がある	—
安全 施設	転落防護柵等	腐食、破損なし	錆がある	—	腐食、破損がある
電気 設備	動力盤、機側操作盤等	「電気設備の評価基準」による			

注) コンクリート構造物の評価は、「鉄筋コンクリート構造物及び無筋コンクリート構造物の評価基準」による。

(3) ゴム引布製起伏堰の評価基準

区分	評価基準		k4 0点	k3 2点	k2 4点	k1 6点
袋体	①	外観	摩耗、傷、割れ、剥がれなし	一部摩耗、剥がれがある	傷、割れがある	内部基布の露出がある
	②	ふくれ	空気漏れはない	—	—	空気漏れがある
	③	起立時間	所定時間内に起立完了する	—	所定時間内に起立完了ができない	—
	④	取付金具	異常なし	—	変形、損傷、脱落がある	—
配管施設	①	ゴム継ぎ手	異常なし	—	劣化及び損傷がある	—
	②	支持金具等	異常なし	ボルト、ナット等の緩みあり	—	—
	③	配管（気密性）	異常なし	—	空気漏れがある	—
給気装置	①	コンプレッサー	異常なし	—	損傷がある	正常に作動しない
	②	動力機器	異常なし	—	損傷がある	正常に作動しない
	③	排気管	異常なし	—	損傷がある	損傷及び排気漏れがある
	④	支持部、固定部	異常なし	多少ぐらつきがある	損傷がある	—
	⑤	安全カバー	変形、損傷はない	—	損傷がある	—
自動倒伏装置			異常なし	—	損傷がある	正常に作動しない
安全施設	転落防護柵等		腐食、破損なし	錆がある	—	腐食、破損がある
電気設備	動力盤、機側操作盤等		「電気設備の評価基準」による			

注) コンクリート構造物の評価は、「鉄筋コンクリート構造物及び無筋コンクリート構造物の評価基準」による。

6. 各施設共通

(1) 鉄筋コンクリート構造物の評価基準

評価基準		k4 0点	k3 2点	k2 4点	k1 6点
①	最大ひび割れ幅	0.2mm未満	0.2～1.0mm	1.0mm以上	k2に該当するものが全体的
②	ひび割れ規模	—	—	0.2mm以上のひび割れ密度が50cm/m ² 以上	k2に該当するものが全体的
③	ひび割れからの付随物、漏水	なし	—	錆汁、滲出し、漏水跡、滴水	流水、噴水
④	コンクリートの浮き、剥離・剥落	なし	局所的	部分的	全体的
⑤	摩耗・すりへり	細骨材露出	粗骨材露出	粗骨材剥落	—
⑥	圧縮強度	21N/mm ² 以上	21～15N/mm ²	15N/mm ² 未満	—
⑦	目地の開き、段差	なし	局所的	部分的	全体的
⑧	鉄筋の露出	なし	局所的	部分的	全体的
⑨	構造物の変形、歪み、沈下、蛇行	なし	局所的	部分的	全体的
⑩	コンクリートの欠損	なし	局所的	部分的	全体的
⑪	凍害の有無	なし	局所的	部分的	全体的
⑫	背面土の空洞化、周辺地盤の陥没・ひび割れ	なし	局所的	部分的	全体的

注) 局所的とは、全体の10%未満で施設の当該変状が生じている状態。部分的とは全体の10%～50%未満を示し、全体的とは全体の50%以上を示す。

(2) 無筋コンクリート構造物の評価基準

評価基準		k4 0点	k3 2点	k2 4点	k1 6点
①	最大ひび割れ幅	0.2mm未満	0.2～5.0mm	5.0mm以上	k2に該当するものが全体的
②	ひび割れ規模	—	—	0.2mm以上のひび割れ密度が50cm/m ² 以上	k2に該当するものが全体的
③	ひび割れからの付随物、漏水	なし	—	ひび割れからの錆汁、漏水の滲だし有り	ひび割れからの錆汁、流水、噴水有り
④	コンクリートの浮き、剥離・剥落	なし	局所的	部分的	全体的
⑤	摩耗・すりへり	細骨材露出	粗骨材露出	粗骨材剥落	—
⑥	圧縮強度	18N/mm ² 以上	18～12N/mm ²	12N/mm ² 未満	—
⑦	目地の開き、段差	なし	局所的	部分的	全体的
⑧	構造物の変形、歪み、沈下、蛇行	なし	局所的	部分的	全体的
⑨	コンクリートの欠損	なし	局所的	部分的	全体的
⑩	凍害の有無	なし	局所的	部分的	全体的
⑪	背面土の空洞化、周辺地盤の陥没・ひび割れ	なし	局所的	部分的	全体的
⑫	基礎の滑り、壁面のせり出し、傾斜変形	なし	局所的	部分的	全体的

注) 局所的とは、全体の10%未満で施設の当該変状が生じている状態。部分的とは全体の10%～50%未満を示し、全体的とは全体の50%以上を示す。

(3) 電気設備の評価基準

区分	評価基準	k4 0点	k3 2点	k2 4点	k1 6点
引込設備	① 開閉器の変形・損傷、更新からの経過年数	—	—	変形・損傷あり	塩害地域10年経過 その他 15年経過
	② 架空線のたるみ、断線	—	—	たるみ大きい	断線の恐れあり
	③ 引込ケーブルの損傷	なし	—	ケーブルの劣化	断線の恐れあり
引込受電盤	① 盤内部の異音、異臭	なし	—	異音、異臭あり	—
	② 絶縁抵抗	低圧500V μ で 1M Ω 以上 3kV級1000V μ で 3M Ω 以上 6kV級1000V μ で 6M Ω 以上	—	—	低圧500V μ で 1M Ω 未満 3kV級1000V μ で 3M Ω 未満 6kV級1000V μ で 6M Ω 未満
	③ 盤面指示計、表示ランプの破損、指示	異常なし	異常あり	—	—
変圧器盤	① 盤内部の異音、異臭	なし	—	異音、異臭あり	—
	② 絶縁抵抗	低圧500V μ で 1M Ω 以上 3kV級1000V μ で 3M Ω 以上 6kV級1000V μ で 6M Ω 以上	—	—	低圧500V μ で 1M Ω 未満 3kV級1000V μ で 3M Ω 未満 6kV級1000V μ で 6M Ω 未満
	③ 盤面指示計、表示ランプの破損、指示	異常なし	異常あり	—	—
	④ 油漏れ	なし	—	—	あり
高圧盤 低圧・動力盤	① 盤内部の異音、異臭	なし	—	異音、異臭あり	—
	② 絶縁抵抗	低圧500V μ で 1M Ω 以上 3kV級1000V μ で 3M Ω 以上 6kV級1000V μ で 6M Ω 以上	—	—	低圧500V μ で 1M Ω 未満 3kV級1000V μ で 3M Ω 未満 6kV級1000V μ で 6M Ω 未満
	③ 盤面指示計、表示ランプの破損、指示	異常なし	異常あり	—	—
機側 操作盤	① 盤内部の異音、異臭	なし	—	異音、異臭あり	—
	② 絶縁抵抗	1M Ω 以上	—	—	1M Ω 未満
	③ 盤面指示計、表示ランプの破損、指示	異常なし	異常あり	—	—
	④ 配線・接地線の損傷、接続部の緩み	なし	緩みがある	配線が損傷	—
	⑤ 盤内灯の損傷	なし	点灯不能	—	—
事故歴等	① 施設築造からの経過年数	—	—	20年以上	—
	② 事故歴	なし	—	—	あり
	③ 電気主任技術者の改善指示	なし	—	—	あり

注1) 塗装、塗替えを必要とする施設外観の評価は、「塗装塗膜劣化の評価基準」による。

(4) 塗装塗膜劣化の評価基準

評価	発 生 状 況	
	劣化の程度	評価基準
k4 0点	錆は些少	旧塗膜の劣化程度は全面積に対し錆が5%以下、及びふくれ、われ、はがれが0～30%程度発生したもの（点錆がほんの少し点在している状態）
k3 2点	錆がある	旧塗膜の劣化程度は全面積に対し錆が概ね5～15%、及びふくれ、われ、はがれが5～30%程度発生したもの（点錆が少し点在している状態）
k2 4点	錆がかなりある	旧塗膜の劣化程度は全面積に対し錆が概ね15～30%、及びふくれ、われ、はがれが30%以上発生したもの（点錆がかなり点在している状態）
k1 6点	錆が著しい	旧塗膜の劣化程度は全面積に対し錆が30%以上及び、ふくれ、われ、はがれが30%以上発生

(5) 水管理制御設備の評価基準

区 分	評 価 基 準		k4 0点	k3 2点	k2 4点	k1 6点
全般	①	各装置（外観）	異常なし	錆、塗装の剥がれあり	損傷がある	—
監視制御系	①	操作卓	異常なし	—	—	作動に異常がある
	②	監視盤	異常なし	指示が異常である	—	—
	③	警報表示盤	異常なし	—	—	作動に異常がある
	④	ITV・CCTV	異常なし	表示画像に異常がある	—	作動に異常がある
情報伝送系	①	TM、TM・TC装置（親局、子・孫局）	異常なし	—	—	作動に異常がある
	②	入出力中継装置	異常なし	—	—	作動に異常がある
	③	無線装置	異常なし	—	—	作動に異常がある
	④	避雷器	異常なし	—	損傷がある	—
情報処理系	①	データ処理装置	異常なし	—	—	作動に異常がある
	②	補助記憶装置	異常なし	—	—	作動に異常がある
	③	入出力制御装置	異常なし	—	—	作動に異常がある
	④	コンソール入出力装置	異常なし	—	—	作動に異常がある
現場系	①	水位計、流量計、開度計	異常なし	—	—	動作、表示が異常である
	②	雨（雪）量計	異常なし	—	—	作動に異常がある
	③	設定値制御装置等	異常なし	—	—	作動に異常がある
伝送回線系	①	架空・埋設線	異常なし	—	—	損傷がある
電源系	①	太陽電池	異常なし	—	発生電力に異常がある	—
	②	UPS、ミニUPS	異常なし	—	—	作動に異常がある
	③	耐雷トランス	異常なし	—	損傷がある	—
	④	直流電源装置	異常なし	—	—	作動に異常がある
	⑤	分電盤	異常なし	—	損傷がある	—
事故等	①	施設築造からの経過年数	—	—	20年以上	—
	②	予備品の有無	あり	—	なし	—
	③	事故歴	なし	—	—	あり

(6) ディーゼル機関の評価基準

区分	評価基準	k4 0点	k3 2点	k2 4点	k1 6点
エンジン本体	① 振動、音	異常なし	—	—	運転中、異常な振動、音がある
	② 計器類	異常なし	—	—	動作、表示が異常である
	③ 各部のボルト・ナット	異常なし	緩み、脱落がある	—	—
	④ ターニングの重さ	異常なし	—	手動で円滑に廻らない	—
	⑤ 本体	異常なし	—	—	油漏れ、異常な振動ある
	⑥ 潤滑油・燃料油配管	異常なし	錆がある	全体に腐食がある	油漏れ、異常な振動ある
	⑦ 冷却水配管	異常なし	錆がある	全体に腐食がある	水漏れ、異常な振動がある
潤滑油系統	① 給油圧力・温度(計器)	異常なし	—	通常値に比べ大幅な変化がある	—
	② 潤滑油ポンプ	異常なし	錆がある	運転中に異常音がある	—
	③ ウイングポンプ	正常に送油(0.05Mpa以上)	錆がある	—	正常に送油できない
	④ クランク室オイルパン	油量が許容範囲内	—	油量が許容範囲を超える	—
	⑤ ろ過器	異常なし	汚れがある	目詰まり、水分の混入がある	—
燃料油系統	① 噴射ポンプ	異常なし	錆がある	駆動軸継手の弛みがある	—
	② 燃料加速軸	軸受リンク装置が軽く作動する	—	—	軸受リンク装置が作動しない
	③ ろ過器	異常なし	汚れがある	目詰まり、水分の混入がある	—
冷却・空気系統	① 冷却水ポンプ圧力・温度	異常なし	—	通常値に比べ大幅な変化がある	—
	② ラジエーター	異常なし	—	ファンベルト等に異常がある	ファンベルト等に異常があり、水漏もある
	③ 冷却水槽水位	規定水位以上である	—	規定水位にならない	—
	④ 空気槽・配管	異常なし	錆がある	水分、錆、ゴミ等がある	—
	⑤ 始動空気槽圧力(計器)	30kg/cm2程度の規定値である	指示が異常である	—	—
電気系統	① セルモーター(エアセル含む)	異常なし	汚損がある	—	接触不良、摩耗がある
	② セルモーター(作動状況)	回転音が良好である	—	ピニオン作動に異常がある	—
	③ 端子接続部の配線	異常なし	緩み、脱落がある	—	—
給排気系統	① 過給器潤滑油量・振動・音	異常なし	—	—	油漏れ、異常な振動、音がある
	② 弁腕	異常なし	—	著しい摩耗・損傷がある	—
	③ 吸気冷却器・消音器	異常なし	—	ドレンに水分、スケール等が混入している	—
	④ 排気温度(計器)	標準値である	指示が異常である	—	—

(7) 除塵機の評価基準

区分	評価基準		k4 0点	k3 2点	k2 4点	k1 6点
基礎	①	変形、摩耗	異常なし	摩耗がある	—	異常な変形がある
	②	表面の欠損、剥落	異常なし	表面の欠損がある	—	—
	③	ひび割れ	異常なし	ひび割れ些少	支障となるひび割れがある	—
全般	①	塗装、変形	異常なし	錆がある	—	異常な変形がある
	②	溶接割れ	異常なし	溶接割れがある	—	—
	③	清掃状況	異常なし	ひどい汚れがある	主要部分に損傷がある	—
駆動部	①	給油	正常な給油状態である	—	油漏れがある	—
	②	弛み	異常なし	—	大幅なチェーンの弛みがある	チェーンががたつき、切断の恐れがある
レーキ	①	変形	異常なし	—	—	異常な変形がある
	②	異常音	異常なし	—	振動がある	振動、異音、発熱がある
ネット	①	ネット	異常なし	—	—	異常な変形がある
	②	ネット押さえ	異常なし	—	—	異常な変形がある
	③	カバープレート	異常なし	—	—	異常な変形がある
	④	洗浄ポンプ	正常に作動する	—	—	正常に作動しない
スクリーン	①	錆、変形	異常なし	—	—	異常な変形がある
電動機	①	外観、異常音	異常なし	錆がある	—	異常あり
電気設備	①	外観、内部	異常なし	錆がある	—	錆、腐食が著しい
	②	配線状態	異常なし	緩みがある	変色、損傷、緩みがある	—
	③	盤面指示計、表示ランプの破損、指示	異常なし	異常あり	—	—
管理施設	①	ベルトコンベアー	異常なし	錆がある	—	異常な変形がある
	②	水位計等観測施設	正常に作動する	—	—	動作、表示が異常である
	③	防護柵等安全施設	異常なし	錆がある	発錆、変形、損傷がある	—